

PPP/PFI活用の推進について

第1回もりおかPPPプラットフォーム
設置記念フォーラム

平成29年7月



内閣府 民間資金等活用事業推進室（PFI推進室）

目次

1. PPP／PFIの現状

- (1) PPP／PFIとは
- (2) PFI法の概要
- (3) PFI事業の実施状況

2. PPP／PFIをめぐる動向

- (1) 骨太方針2017
- (2) PPP/PFI推進アクションプラン
(平成29年改定版)
 - ① コンセッション事業の推進
 - ② 公的不動産における官民連携の推進
 - ③ 実効性のある優先的検討の推進
 - ④ 地域のPPP/PFI力の強化

3. 地域プラットフォームの推進

4. 地元事業者の参画について

5. PPP／PFIの事例

- (1) アクションプランに定める類型Ⅱ
- (2) アクションプランに定める類型Ⅲ

6. PPP／PFI推進に資する支援措置

- (1) 内閣府による支援
- (2) PFI 推進機構

7. 最後に

目次

1. PPP／PFIの現状

- (1) PPP／PFIとは
- (2) PFI法の概要
- (3) PFI事業の実施状況

2. PPP／PFIをめぐる動向

- (1) 骨太方針2017
- (2) PPP/PFI推進アクションプラン
(平成29年改定版)
 - ① コンセッション事業の推進
 - ② 公的不動産における官民連携の推進
 - ③ 実効性のある優先的検討の推進
 - ④ 地域のPPP/PFI力の強化

3. 地域プラットフォームの推進

4. 地元事業者の参画について

5. PPP／PFIの事例

- (1) アクションプランに定める類型Ⅱ
- (2) アクションプランに定める類型Ⅲ

6. PPP／PFI推進に資する支援措置

- (1) 内閣府による支援
- (2) PFI 推進機構

7. 最後に

1. PPP/PFIの現状

(1) PPP/PFIとは

PPP/PFIの概念図

PPP (Public Private Partnership)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

PFI (Private Finance Initiative)

PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

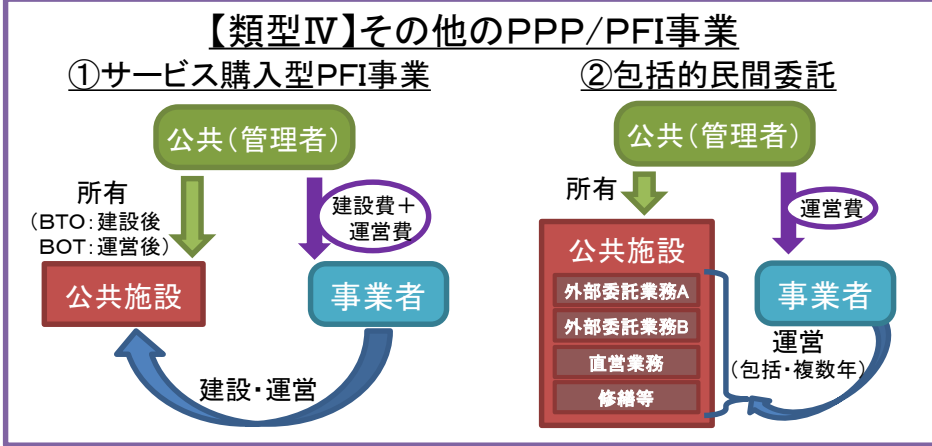
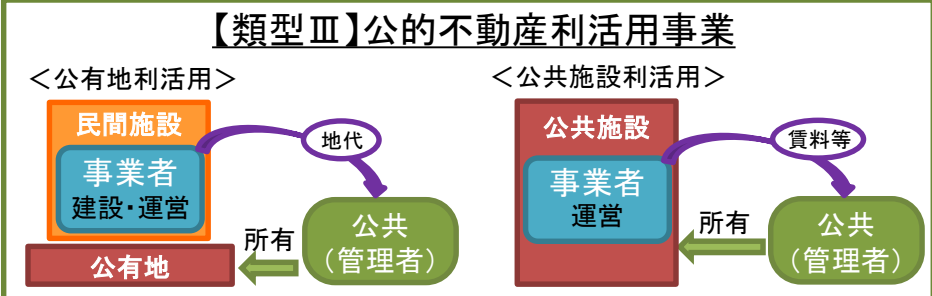
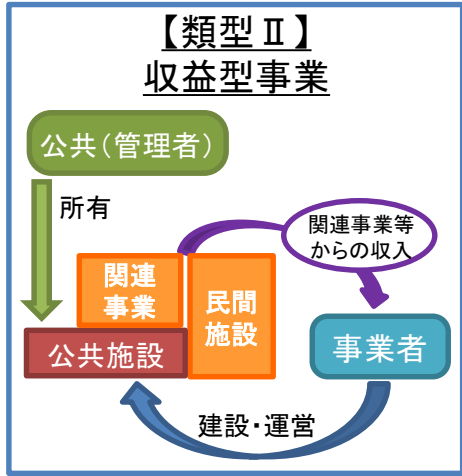
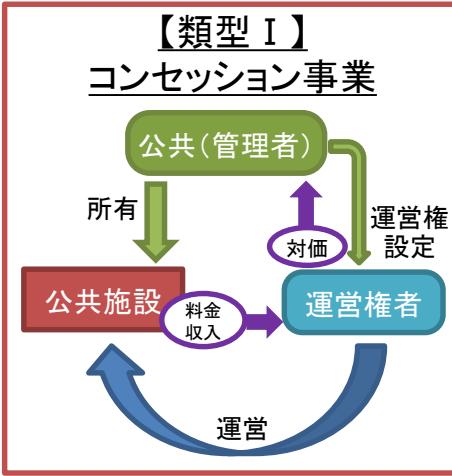
【類型Ⅰ】
公共施設等運営権制度を活用したPFI事業(コンセッション事業)

【類型Ⅱ】
収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPPP/PFI事業(収益型事業)

【類型Ⅳ】
その他のPPP/PFI事業
(①サービス購入型PFI事業)
(②包括的民間委託)

【類型Ⅲ】
公的不動産の有効活用を図るPPP事業(公的不動産利活用事業)

各類型のスキーム図 (※以下は、各類型の一例)



(2) PFI法の概要 (民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号))

目的(第1条)

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与する

対象施設(公共施設等)(第2条)

- 公共施設(道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園等)
- 公用施設(庁舎、宿舍等)
- 賃貸住宅及び公益的施設(教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、駐車場等)
- 情報通信施設、熱供給施設、研究施設等
- 船舶、航空機、人工衛星等

公共施設等の管理者等(第2条)

- 各省各庁の長(衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長含む)
- 地方公共団体の長
- 独立行政法人、特殊法人その他の公共法人

基本方針(第4条)

特定事業の実施に関する基本的な方針(閣議決定)

株式会社民間資金等活用事業推進機構(第31条~第67条)

利用料金を自らの収入として徴収する公共施設等の整備等に対して出融資等を実施

PFI推進会議(第83条)

会長:内閣総理大臣 委員:国務大臣
基本方針の案の作成、関係行政機関相互の調整

PFI推進委員会(第85条)

委員:学識経験者から内閣総理大臣が任命(9名)
基本方針の審議、PFIの実施状況の調査審議

事業の実施

実施方針の策定・公表(第5条)

民間事業者による提案(第6条)

特定事業の選定(第7条)

※VFM評価(第11条第1項)

民間事業者の選定(第8条)

※総合評価方式が原則(第11条第2項)

選定事業の実施(第14条)

公共施設等運営権方式(第16条)

利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共施設等の管理者等が有したまま、運営権を民間事業者に設定する方式

支援措置等

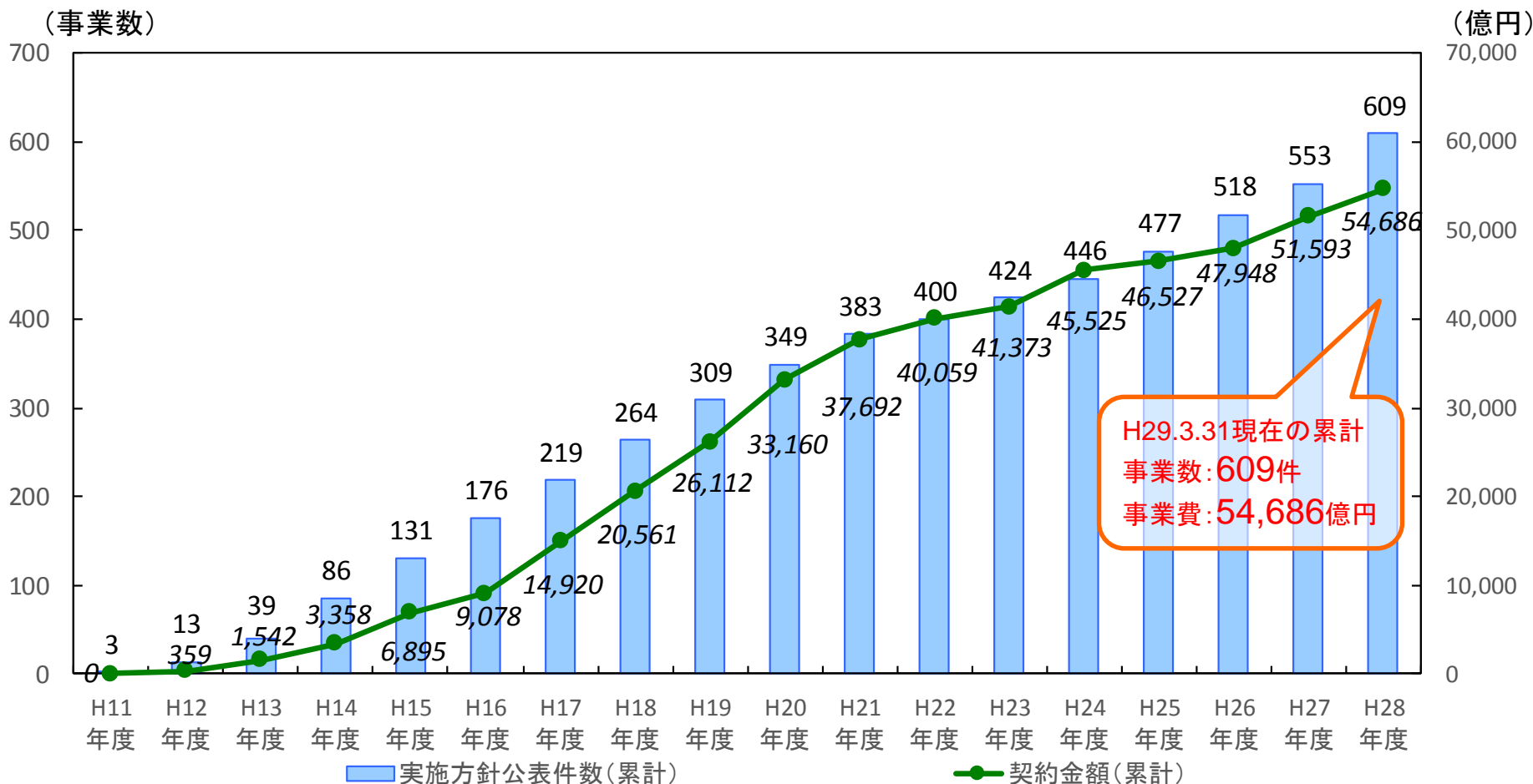
- 国の債務負担5年→30年(第68条)
- 行政財産の貸付け(第69条、第70条)
PFI事業に供するため、国・地方の行政財産(土地・建物等)の貸付けが可能
- 国公有財産の無償使用等(第71条)
PFI事業に供するため、国公有財産の無償・低廉な対価での使用が可能
- 公務員の退職派遣制度(第78条、第79条)
公共施設等の運営等に関する専門的ノウハウ等を有する公務員を公共施設等運営権者に退職派遣させる制度 等

公共施設等の管理者等

選定事業者 -

(3) PFI事業の実施状況①

事業数及び契約金額の推移(累計)



H29.3.31現在の累計
 事業数: 609件
 事業費: 54,686億円

(注1) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

(注2) 契約金額は、実施方針を公表した事業のうち、当該年度に公共負担額が決定した事業の当初契約金額を内閣府調査により把握しているものの合計額であり、PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年6月9日民間資金等活用事業推進会議決定)における事業規模と異なる指標である。

(注3) グラフ中の契約金額は、億円単位未満を四捨五入した数値。

(注4) これまで平成24年度以前の数値は一部の事業(BT方式、DBO方式、施設整備費を一括で支払う事業)を含めていなかったが、今次集計より平成25年度以後の数値との統一を図り、修正を行った。

(3) PFI事業の実施状況②

分野別実施方針公表件数

(平成29年3月31日現在)

分 野	事業主体別			合 計
	国	地方	その他	
教育と文化(文教施設、文化施設 等)	3	160	37	200
生活と福祉(福祉施設 等)	0	23	0	23
健康と環境(医療施設、廃棄物処理施設、斎場 等)	0	97	2	99
産業(観光施設、農業振興施設 等)	0	14	0	14
まちづくり(道路、公園、下水道施設、港湾施設 等)	14	116	2	132
安心(警察施設、消防施設、行刑施設 等)	8	17	0	25
庁舎と宿舎(事務庁舎、公務員宿舎 等)	42	14	4	60
その他(複合施設 等)	7	49	0	56
合 計	74	490	45	609

(注)事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

(参考) PFIとして取り組みやすい事業

○給食センター

- 先行事例が多い(約50事業)
- 維持管理・運営の比重が大きい
 - ✓ 運営事業者が設計・建設に関わることで、効率的な事業実施が見込め、コスト縮減につながりやすい
- 民間類似事例が多い
 - ✓ 民間がノウハウを有する分野であり、コスト縮減、品質向上につながりやすい
- 献立作成、食材調達は公共で行うことも多い

○小中学校空調整備

- 民間類似事例が多い
 - ✓ 民間がノウハウを有する分野であり、コスト縮減、品質向上につながりやすい
 - ✓ 短期間での一斉整備が比較的容易
- 一括発注のメリットが出やすい
 - ✓ 維持管理を見据えた整備となり、ライフサイクルコストの削減が期待される
 - ✓ 設備の修繕リスクを民間に移転させることが可能
- 地元企業の参入が容易
 - ✓ 業務難易度が比較的低い
 - ✓ 地元企業参入を推進する事例もある
 - 市内企業を構成員とすること
 - 市内企業の参画に応じて加点する 等

○公営住宅

- 先行事例が多い(約40事業)
- 民間類似事例が多い
 - ✓ 民間がノウハウを有する分野であり、コスト縮減、品質向上につながりやすい
- 資金支払を施設完成後一括で支払う事例もある
 - ✓ 民間金融機関による利息がなくコスト削減
- 集約化・余剰地活用を組み合わせる事例が多い
 - ✓ サービス付高齢者住宅(必須)、医療・介護支援サービス(提案) [徳島県]
 - ✓ 託児所・書籍等販売施設・社会福祉施設(提案) [広島県]
 - ✓ 食品スーパー(提案) [防府市] 等

○廃棄物処理施設

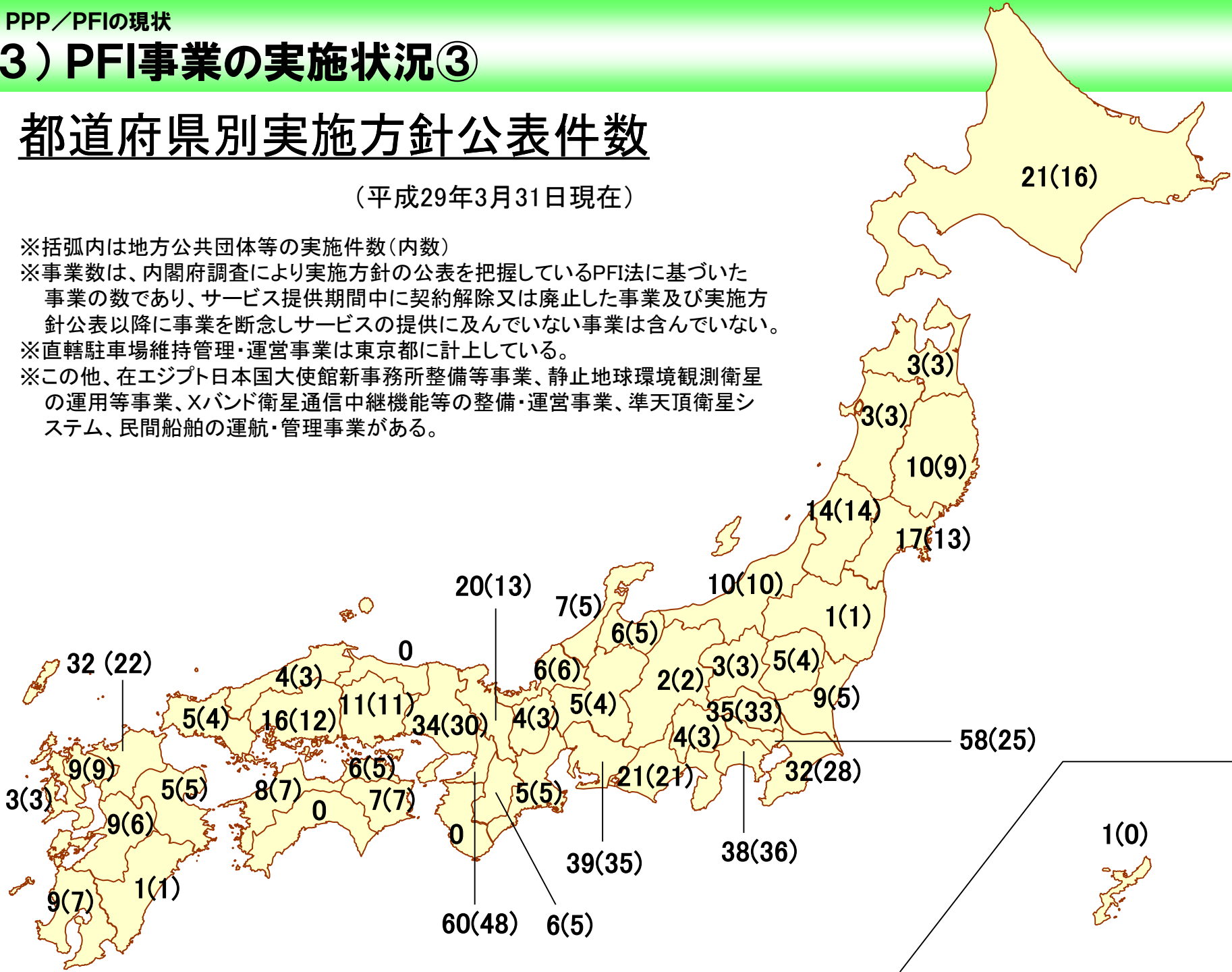
- 先行事例が多い(約30事業)
- 維持管理・運営の比重が大きい
 - ✓ 運営事業者が設計・建設に関わることで、効率的な事業実施が見込め、コスト縮減につながりやすい
- 発電施設と組み合わせる事例が多い
 - ✓ 売電収入を事業者に帰属させることで、事業者の努力を引き出しやすい

(3) PFI事業の実施状況③

都道府県別実施方針公表件数

(平成29年3月31日現在)

- ※括弧内は地方公共団体等の実施件数(内数)
- ※事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。
- ※直轄駐車場維持管理・運営事業は東京都に計上している。
- ※その他、在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業、静止地球環境観測衛星の運用等事業、Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業、準天頂衛星システム、民間船舶の運航・管理事業がある。



目次

1. PPP／PFIの現状

- (1) PPP／PFIとは
- (2) PFI法の概要
- (3) PFI事業の実施状況

2. PPP／PFIをめぐる動向

- (1) 骨太方針2017
- (2) PPP/PFI推進アクションプラン
(平成29年改定版)
 - ① コンセッション事業の推進
 - ② 公的不動産における官民連携の推進
 - ③ 実効性のある優先的検討の推進
 - ④ 地域のPPP/PFI力の強化

3. 地域プラットフォームの推進

4. 地元事業者の参画について

5. PPP／PFIの事例

- (1) アクションプランに定める類型Ⅱ
- (2) アクションプランに定める類型Ⅲ

6. PPP／PFI推進に資する支援措置

- (1) 内閣府による支援
- (2) PFI推進機構

7. 最後に

(1)「経済財政運営と改革の基本方針2017(骨太方針)」(抜粋)①

(平成29年6月9日閣議決定)

第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

2. 成長戦略の加速等

(6) 海外の成長市場との連携強化

② 戦略的な輸出・観光促進(P.16)

(略)

観光を我が国の基幹産業へと成長させるため、ナイトエンターテインメント、伝統芸能等の外国人向けコンテンツの開発や受入体制の整備などによる新しい観光資源の開拓、国別戦略に基づくプロモーションの高度化、重要な国際学術会議などのMICE誘致、ビザの戦略的緩和と審査体制の整備等を推進する。また、羽田空港の飛行経路見直しやコンセッション等による空港の機能強化、官民連携による国際クルーズ拠点の形成、革新的な出入国審査などのCIQの計画的な物的・人的体制整備、上質な宿泊施設の拡充の促進、多様な民泊サービスの健全な普及を図る。さらに、通訳ガイドの質・量の充実、旅行商品の企画・手配を行うランドオペレーターの登録制度の導入、外国人患者受入れ体制やキャッシュレス環境の整備、観光地周辺の公共交通の充実や多言語対応等を推進する。

第3章 経済・財政一体改革の進捗・推進

3. 主要分野ごとの改革の取組

(2) 社会資本整備等

① 基本的な考え方(P.36)

都市・まちの生産性向上を実現するため、インフラや土地等のストックを面で再生する仕組みを強化する。このため、改革項目について、改革工程表に沿って着実に改革を実行するとともに、コンパクト・プラス・ネットワークの形成、土地利用の再生、公的ストックの適正化、インフラ管理のスマート化を推進する。また、公共施設等の整備・運営に係る公的負担の抑制を図りつつ、民間投資やビジネス機会の拡大を図るため、「未来投資戦略2017」及び「PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)」に沿って、PPP/PFIの普及を着実に推進する。さらに、既存施設の最大限の活用を図りつつ、成長力を強化する分野に重点化する。

(1)「経済財政運営と改革の基本方針2017(骨太方針)」(抜粋)②

(平成29年6月9日閣議決定)

(2) 社会資本整備等(続き)

⑤ PPP／PFIの推進(P.38)

上下水道等の経営の持続可能性を確保するため、2022年度(平成34年度)までの広域化を推進するための目標を掲げるとともに、「未来投資戦略2017」及び「PPP／PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)」に基づき、コンセッション事業等をはじめ、多様なPPP／PFIの活用を重点的に推進する。また、PPP／PFIを活用した文教施設等の集約化・複合化に向けて、優良事例の横展開等を推進する。

人口20万人以上の自治体をはじめ、実効ある優先的検討の運用、補助金等の目的等を踏まえた補助金採択等の際の優先的検討の要件化、未検討案件への支援の縮小、地域プラットフォームの形成、案件発掘支援の拡充などの入口から出口までのハンズオン支援等を通じて、案件形成を促進する。

同アクションプランにおいて「公的不動産」を重点的に進める分野と位置付け、複数施設の整備・運営等を一括して事業化する「バンドリング・広域化」の案件形成、民間資金等活用事業推進機構の積極的な活用等を推進する。

(2) PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)

※**橙字**は主な改定事項

背景

今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公的負担の抑制に資するPPP/PFIが有効な事業はどの地方公共団体等でも十分に起こりうるものであり、また良好な公共サービスの実現・新たなビジネス機会の創出も期待できるため、国及び地方は一体となってPPP/PFIの更なる推進を行う必要がある

ポイント
改定の

- ・ 推進のための施策として、新たに「**公的不動産における官民連携の推進**」を明記
- ・ 平成28年度のフォローアップにより**具体的施策をブラッシュアップ(優先的検討の更なる推進等)**
- ・ 空港をはじめとした従来のコンセッション事業等の**重点分野にクルーズ船向け旅客ターミナル施設及びMICE施設**を追加

PPP/PFI推進のための施策

コンセッション事業の推進	実効性のある優先的検討の推進	地域のPPP/PFI力の強化
<ul style="list-style-type: none"> ○コンセッション事業の具体化のため、重点分野における目標の設定 ○独立採算型だけでなく、混合型事業の積極的な検討推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設等総合管理計画・個別施設計画の策定・実行開始時期に当たる今後数年間において、国及び全ての地方公共団体で優先的検討規程の策定・運用が進むよう支援を実施 ・国及び人口20万人以上の地方公共団体における的確な運用、優良事例の横展開の具体的推進 ・人口20万人以上の地方公共団体が速やかに策定完了するよう支援実施 ・地域の実情や運用状況を踏まえた人口20万人未満の地方公共団体への適用拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ○インフラ分野での活用の裾野拡大 ○地域プラットフォームを通じた案件形成の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・運用マニュアルの周知による形成の働きかけ ・広域的な地域プラットフォーム形成・運営の支援 ○民間提案の積極的活用 <ul style="list-style-type: none"> ・民間提案活用指針を平成29年度末までに策定 ・民間提案支援を平成29年度から実施 ○情報提供等の地方公共団体に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・バンドリング・広域化、公的不動産利活用事業の優良事例の横展開、ワンストップ窓口の強化・周知 ○PFI推進機構の資金供給機能や案件形成のためのコンサルティング機能の積極的な活用
<p>公的不動産における官民連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の価値や住民満足度の向上、新たな投資やビジネス機会の創出に繋げるための官民連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・公園におけるPPP/PFI手法の拡充 ・遊休文教施設の利活用 ・公共施設等総合管理計画・固定資産台帳の整備・公表による民間事業者の参画を促す環境整備 		

改定版概要

コンセッション事業等の重点分野 空港【6件達成】、水道【6件：～平成30年度】、下水道【6件：～平成29年度】
道路【1件達成】、文教施設【3件：～平成30年度】、公営住宅【6件：～平成30年度】
クルーズ船向け旅客ターミナル施設【3件：～平成31年度】、MICE施設【6件：～平成31年度】

事業規模目標 21兆円(平成25～34年度の10年間)
〔コンセッション事業7兆円、収益型事業5兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で実施を目指す)、公的不動産利活用事業4兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で2件程度の実施を目指す)、その他事業5兆円〕

PDCAサイクル 毎年度のフォローアップと事業規模や施策の進捗状況の「見える化」、アクションプランの見直し

① コンセッション事業の推進

コンセッション事業の推進

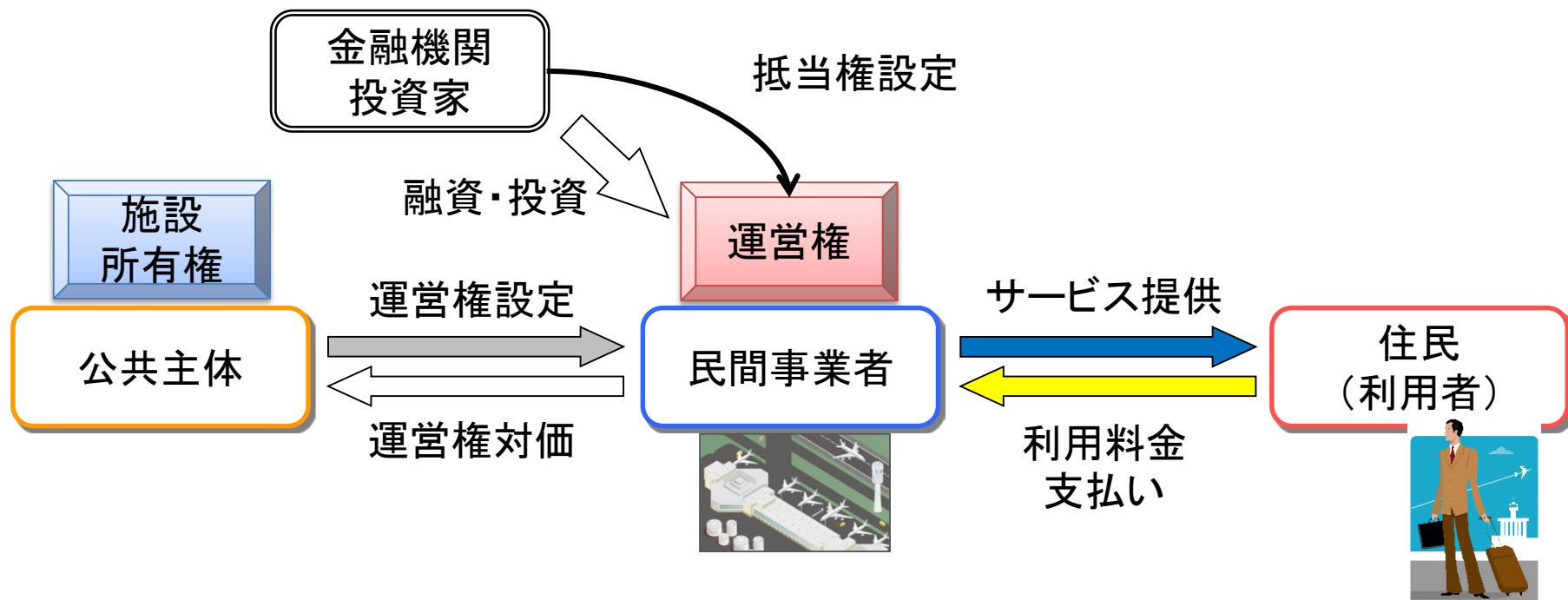
- コンセッション事業の具体化のため、重点分野における目標の設定
- 独立採算型だけでなく、混合型事業の積極的な検討推進

コンセッション事業等の重点分野

空港【6件達成】、水道【6件：～平成30年度】、下水道【6件：～平成29年度】
道路【1件達成】、文教施設【3件：～平成30年度】、公営住宅【6件：～平成30年度】
クルーズ船向け旅客ターミナル施設【3件：～平成31年度】、MICE施設【6件：～平成31年度】

コンセッション方式

- ・利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。
(平成23年PFI法改正により導入)
- ・公的主体が所有する公共施設等について、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供。



コンセッション事業の重点分野の進捗状況

平成29年5月19日時点

空港

但馬空港

平成27年1月に事業を開始し、運営事業を実施中。

関西国際空港 大阪国際空港

平成26年7月に実施方針を公表。
平成27年12月にオリックス、ヴァンシ・エアポートコンソーシアムの新会社(SPC)と実施契約を締結。
平成28年4月に事業を開始し、運営事業を実施中。

仙台空港

平成26年4月に実施方針を公表。
平成27年12月に東急前田豊通グループの新会社(SPC)と実施契約を締結。
平成28年7月に事業を開始し、運営事業を実施中。

高松空港

平成30年4月頃の事業開始に向け、平成28年9月に募集要項を公表。

神戸空港

平成30年4月頃の事業開始に向け、平成28年10月に募集要項を公表。

静岡空港

平成31年4月頃の事業開始に向け、平成29年5月に募集要項を公表。

福岡空港

平成31年4月頃の事業開始に向け、平成29年5月に募集要項を公表。

北海道内 複数空港

平成28年度にデューデリジエンスを実施。

熊本空港

平成29年度にデューデリジエンスを実施。

広島空港

平成29年度にデューデリジエンスを実施。

水道

大阪市

平成26年11月に実施方針案を公表(平成27年8月に改訂)。

奈良市

平成28年2月に実施方針の条例案を議会に提出。

浜松市

平成29年度にデューデリジエンスを実施。

伊豆の国市

平成29年度にデューデリジエンスを実施。

宮城県

平成29年度にデューデリジエンスを実施。

下水道

浜松市

平成30年4月の事業開始に向け、平成28年5月に募集要項等を公表し、平成29年3月に優先交渉権者を決定。

奈良市

平成28年2月に実施方針の条例案を議会に提出。

三浦市

平成28年12月に事業の調査審議を行う審議会を設置する条例が公布。

須崎市

平成29年度にデューデリジエンスを実施。

宇部市

平成29年度にデューデリジエンスを実施。


道路

愛知県 道路公社

地方道路公社の有料道路事業へのコンセッション導入に向け、平成27年の通常国会において特区法が改正。平成28年8月に前田グループの新会社(SPC)と実施契約を締結。
平成28年10月に事業を開始し、運営事業を実施中。

コンセッション事業の事例

○仙台空港特定運営事業等

発注者		国土交通省	施設概観  <small>出典：国土交通省</small>
施設概要		空港基本施設、空港航空保安施設、駐車場施設、各施設に附帯する施設等	
事業内容		①空港運営等事業 ・空港基本施設等事業 ・空港用地等管理業務 ②空港航空保安施設運営等事業 ③環境対策事業 等	
運営権者		「東急・前田建設・豊田通商グループ」が設立した特別目的会社(仙台国際空港株式会社)	
運営権対価		22億円	
事業期間		平成28年7月1日～(ビル事業は2月1日～) (最長65年(当初30年+オプション延長30年以内、不可抗力等による延長))	
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台空港の公共施設等運営事業は、仙台空港における滑走路等の運営とターミナルビル等の運営を、民間の資金及び経営能力の活用による一体的かつ機動的に行うことで、仙台空港及び空港周辺地域の活性化を推進し、もって内外交流人口の拡大等による東北地方の活性化を図ることを目的とする。 ・公共施設等運営権者は、国から公共施設等運営権の設定を受けることにより滑走路等の運営を実施し、ビル会社の株式を取得することによりターミナルビル等の運営を実施する。 		

コンセッション事業開始までの主な手続

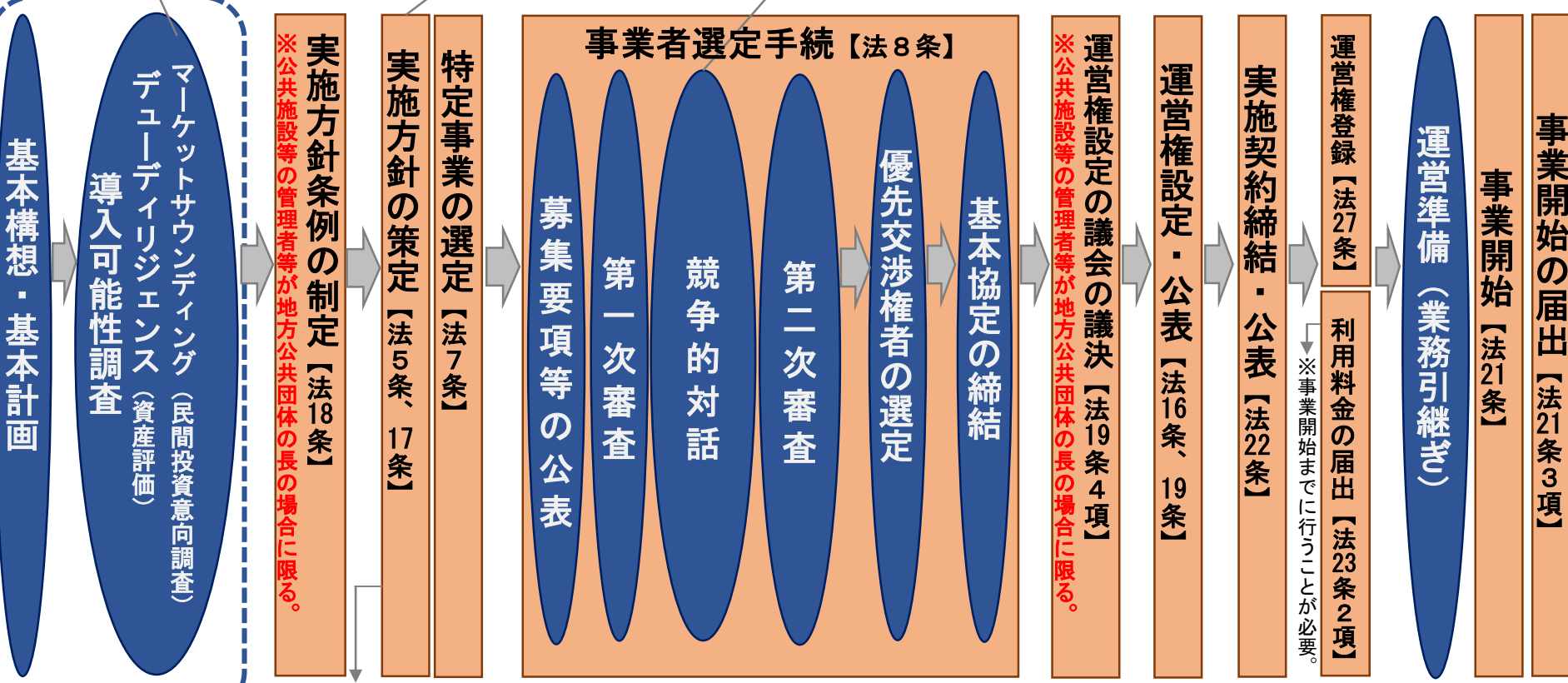
基本的な考え方を示した上で、コンセッションの制度設計に反映させることを目的として、幅広く民間事業者からヒアリングを実施

実施方針において、運營業務・料金設定の考え方等を示す。

民間事業者の自由な発想・提案を取り入れるためにも、守秘義務契約を締結した上で、十分な官民対話を実施。

■ :法に基づくもの
● :法に基づかないもの

※「法」とは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)を指す。



※下記スケジュールは、官民対話を通じて、事業者を選定するプロセスを想定したものであり、期間は事業の特性等により大きく異なる可能性がある。

コンセッション事業の成功ポイント

1. 情報開示

民間事業者が事業計画(収益、費用など)を検討できるよう、公共側が民間事業者に対して、必要な情報(従前の入場者数、利用条件、費用等)を開示すること。

2. 官民対話

コンセッションの制度設計に反映させることを目的として、幅広く民間事業者の投資意向調査(マーケットサウンディング)を実施すること。

事業者の選定にあたって、民間事業者の自由な発想・提案を取り入れるためにも、守秘義務契約を締結したうえで、十分な官民対話(競争的対話)の機会を確保すること。

3. モニタリングの実施

実施契約において、官民の役割分担を明確にするとともに、運営開始後、公共側が運営権者のサービス水準をモニタリングすること。

上下水道コンセッション事業の推進に資する支援措置

(内閣府民間資金等活用事業推進室)

28年度第2次補正予算額 **13.9億円** (新規)

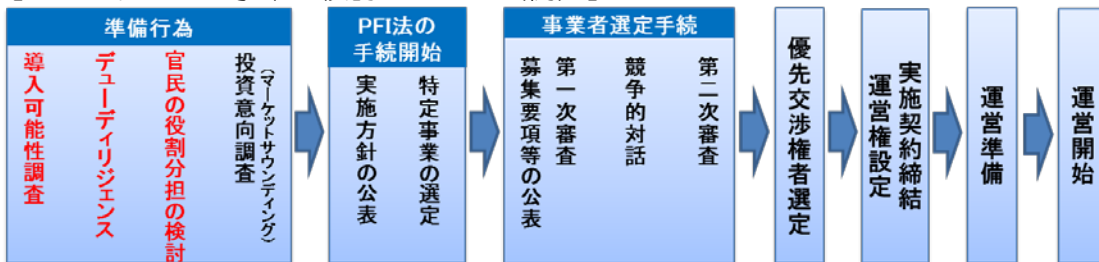
事業概要・目的

- 本格的な人口減少社会の中で、増加する維持更新費等からその持続可能性が課題となっている上下水道に**コンセッション事業**※1 (PFI)を導入することが重要。
- このため、先行案件を組成するための強力な政策的インセンティブを講じることが必要。これにより、コンセッション事業の**具体化目標の達成**を図るとともに**経済財政一体改革**へ貢献。
- コンセッション事業等導入の前提となる**デューディリジェンス(資産評価)**、**官民の役割分担の検討**等に係る費用を支援。

※1 利用料金の徴収を行う公共施設について、所有権を公共が有したまま、民間事業者に当該施設の運営を委ねる事業。

事業イメージ・具体例

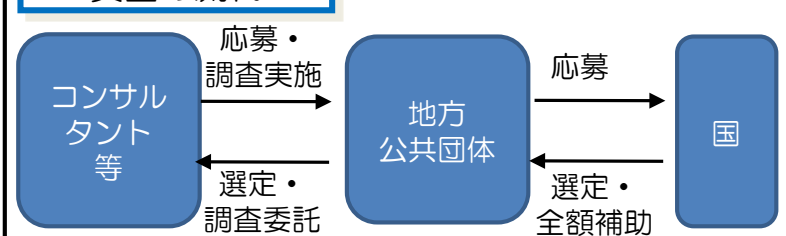
【コンセッション事業の検討プロセス(例)】



支援内容

- ① **デューディリジェンス(資産評価)**、**官民の役割分担の検討**
 - ・対象者 : 上下水道コンセッション事業を検討している**地方公共団体**
 - ・対象経費 : 過去の更新投資状況等の資産資料の精査、資産に関するリスクの抽出・整理、更新投資計画の策定・更新、最適な官民のリスク分担や業務分担を検討 等
- ② **導入可能性調査**
 - ・対象者 : 上下水道コンセッション事業等を検討している**地方公共団体**
 - ・対象経費 : コスト削減効果や収入増加効果等を算出 等

資金の流れ



期待される効果

- 新たなビジネス機会の拡大、公的負担の抑制
- 経済財政一体改革への貢献 (2020年度までの基礎的財政収支の黒字化に寄与)
- コンセッション事業等の具体化目標の達成に寄与
(空港7/6件、水道2/6件、下水道4/6件、道路1/1件 (平成26~28年度)
(文教施設3件、公営住宅6件)※2 (平成28~30年度))

※2 収益型事業や公的不動産活用事業も含む。

平成28年度 上下水道コンセッション事業の推進に資する支援措置 支援対象案件

◇1次募集 平成28年10月19日(水)～11月7日(月)

	支援対象	対象分野	事業名
1	浜松市 (静岡県)	水道	浜松市水道事業へのコンセッション導入可能性調査
2	伊豆の国市 (静岡県)	水道	伊豆エメラルダタウン簡易水道におけるPPP/PFI手法導入可能性調査
3	宮城県	水道 下水道	みやぎ型管理運営方式実現可能性調査
4	村田町 (宮城県)	水道 下水道	四公共事業コンセッション等導入可能性調査
5	奈良市 (奈良県)	水道 下水道	小規模上下水道施設における公共施設等運営権事業に係る情報整備
6	宇部市 (山口県)	下水道	西部処理区におけるコンセッション事業検討・調査
7	須崎市 (高知県)	下水道	須崎市公共下水道事業等運営事業に係る資産評価調査検討業務
8	三浦市 (神奈川県)	下水道	資産(管路)の情報に関する基礎資料の精査に係る調査
9	泉大津市 (大阪府)	公営住宅	市営住宅建替え事業に係る導入可能性調査
10	川崎市 (神奈川県)	公営住宅	川崎市営住宅事業民間活用可能性調査
11	京都府	公営住宅	京都府府営住宅向日台団地民活導入可能性調査
12	横浜市 (神奈川県)	文教施設	屋外プール再整備事業 事業計画策定業務
13	甲斐市 (山梨県)	文教施設	既存公共施設を活用した甲斐ミュージアム(仮称)及びフラワーパーク(仮称)整備運営事業のPFI導入可能性調査
14	富士吉田市外二ヶ村恩賜 県有財産保護組合 (山梨県)	文教施設	森林学習施設事業に係るコンセッション等導入可能性調査
15	大野市 (福井県)	文教施設	(仮称)大野市文化会館整備事業PFI可能性導入調査
16	忠岡町 (大阪府)	文教施設	忠岡町スポーツセンター民間資金等活用事業導入可能性調査
17	京都府	文教施設	京都スタジアム(仮称)運営権PFI事業導入可能性調査
18	京都市 (京都府)	文教施設	水垂運動公園(仮称)PFI導入可能性調査
19	和歌山市 (和歌山県)	文教施設	加太地域における文教施設に対するコンセッション手法の導入調査

◇2次募集 (平成28年12月2日(金)～平成29年1月31日(火))

	支援対象	対象分野	事業名
1	木古内町 (北海道)	水道	水道事業の広域連携におけるPPP/PFI導入可能性調査
2	宮城県	水道 下水道	上工下水デューデュリジェンス調査
3	大牟田市 (福岡県)	水道 下水道	大牟田市上下水道事業における民間資金等活用事業導入可能性調査
4	小松市 (石川県)	下水道	汚泥処理再構築に係るPPP/PFI活用可能性調査
5	大分市 (大分県)	下水道	汚水処理事業へのPPP/PFI手法の導入に係る基礎検討調査
6	福知山市 (京都府)	公営住宅	市営住宅つつじが丘団地・向野団地民活導入可能性調査
7	盛岡市 (岩手県)	文教施設	盛岡南公園野球場(仮称)整備事業民間活力導入可能性調査
8	二戸市 (岩手県)	文教施設	二戸市カーリング施設民間資金等活用事業導入可能性調査
9	志木市 (埼玉県)	文教施設	志木市民会館・志木市民体育館整備手法比較検討調査
10	福生市 (東京都)	文教施設	複数運動施設一体型コンセッション導入可能性調査
11	甲府市 (山梨県)	文教施設	甲府市遊亀公園・附属動物園整備に関わる民間資金活用事業調査
12	島田市 (静岡県)	文教施設	島田市民会館機能再生に係る民間資金等活用事業基本調査
13	伊豆の国市 (静岡県)	文教施設	歴史・文化資源活用に係るPPP/PFI手法導入可能性調査
14	名古屋市 (愛知県)	文教施設	国際会議場の整備に関する調査
15	春日井市 (愛知県)	文教施設	朝宮公園(運動公園)に係るコンセッション等導入可能性調査
16	神河町 (兵庫県)	文教施設	かみかわ文化会館(仮称)整備運営事業可能性調査
17	大牟田市 (福岡県)	文教施設	(仮称)大牟田市総合体育館民間資金等活用事業導入可能性調査
18	沖縄市 (沖縄県)	文教施設	沖縄こどもの国への公共施設等運営権導入事業等の導入可能性調査
19	北中城村 (沖縄県)	文教施設	アワセ土地区画整理地内におけるアリーナにおけるコンセッション手法の導入調査(仮)

② 公的不動産における官民連携の推進

公的不動産における官民連携の推進

○地域の価値や住民満足度の向上、新たな投資やビジネス機会の創出に繋げるための官民連携の推進

- ・公園におけるPPP/PFI手法の拡充
- ・遊休文教施設の利活用
- ・公共施設等総合管理計画・固定資産台帳の整備・公表による民間事業者の参画を促す環境整備

21兆円(平成25～34年度の10年間)

コンセッション事業 7兆円

収益型事業 5兆円 (人口20万人以上の各地方公共団体で実施を目指す)

公的不動産利活用事業 4兆円 (人口20万人以上の各地方公共団体で2件程度の実施を目指す)

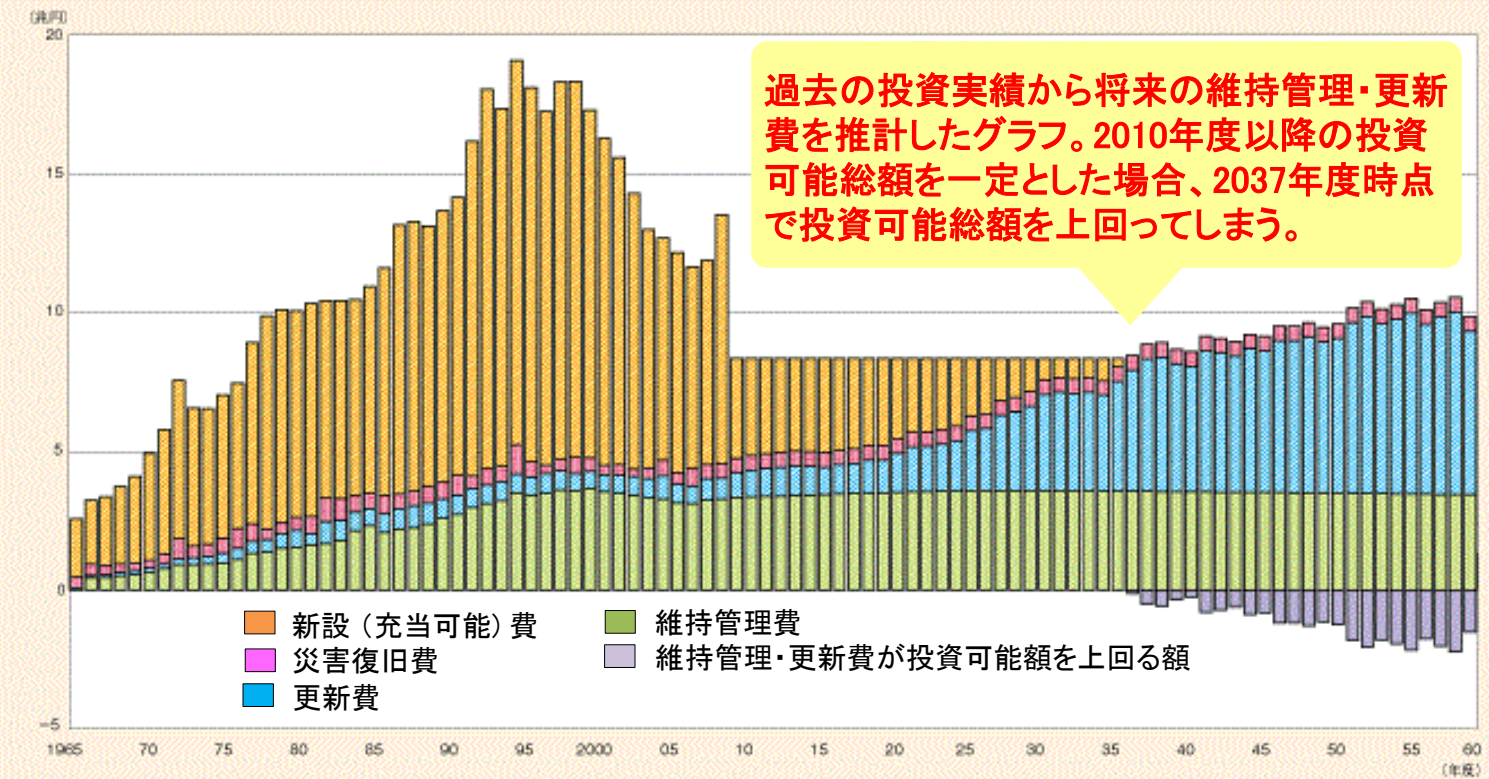
その他事業 5兆円

事業規模目標

公的不動産にPPP/PFIの活用が求められる背景

- 従来通りの維持管理・更新をした場合、公共施設の維持更新コストは将来的に大幅な増加が見込まれる。人口減少や社会福祉コストの増加等により財政状況が厳しさを増す中、公共施設のマネジメントをより効果的に推進することが今後一層求められる。
- 公共施設の維持と財政健全化を両立させるためには、民間の資金・経営能力・技術的能力を活用することが重要。また、民間のビジネス機会を拡大することで、地域経済の好循環の実現が期待される。

■ 社会資本の維持管理・更新費の増加 (出典:国土交通省「平成21年度国土交通白書」)



(注) 推計方法について
 国土交通省所管の8分野
 (道路、港湾、空港、公共賃貸住宅、下水道、都市公園、治水、海岸)の直轄・補助・地単事業を対象に、2011年度以降につき次のような設定を行い推計。
 ・更新費は、耐用年数を経過した後、同一機能で更新すると仮定し、当初新設費を基準に更新費の実態を踏まえて設定。耐用年数は、税法上の耐用年数を示す財務省令を基に、それぞれの施設の更新の実態を踏まえて設定。
 ・維持管理費は、社会資本のストック額との相関に基づき推計。(なお、更新費・維持管理費、近年のコスト縮減の取組み実績を反映)
 ・災害復旧費は、過去の年平均値を設定。

・新設(充当可能)費は、投資総額から維持管理費、更新費、災害復旧費を差し引いた額であり、新設需要を示したものではない。
 ・用地費・補償費を含まない。各高速道路会社等の独法等を含まない。なお、今後の予算の推移、技術的知見の蓄積等の要因により推計結果は変動しうる。

公的不動産の利活用が求められる背景①

- 公的不動産の規模は、国内の不動産全体の約4分の1を占めており、企業不動産よりも多い。
- そのうち約4分の3は地方公共団体が保有しており、その利活用に民間活力を導入することによって民間のビジネス機会が拡大し、財政健全化や地域活性化に繋がることが期待される。

公的不動産の規模

不動産(全体)
約2,400兆円^(注1)

企業不動産
約470兆円^(注2)

収益不動産
約208兆円^(注3)

公的不動産
約590兆円^(注4)

地方公共団体
所有不動産
約450兆円^(注5)

(注1)内閣府「国民経済計算」(平成25年度確報)より国土交通省作成 ※建物、構築物及び土地資産額を合計したもの

(注2)国土交通省「土地基本調査」に基づく時価ベースの金額(平成20年1月1日時点)

(注3)PRUDENTIAL REAL ESTATE INVESTORS「A Bird's eye View of Global Estate Markets:2012 update」(円換算)より国土交通省作成

(注4)内閣府「国民経済計算」より国土交通省作成 ※固定資産及び土地の総額(平成25年末時点)

(注5)内閣府「国民経済計算」より国土交通省作成 ※地方公共団体が所有する不動産のうち固定資産の総額は、一般政府の所有する固定資産を総固定

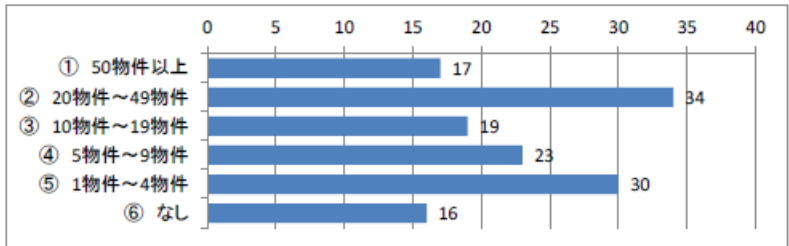
資本形成の累計額(昭和55年度～平成25年度)のうち地方の占める比率で按分したもの

公的不動産の利活用が求められる背景②

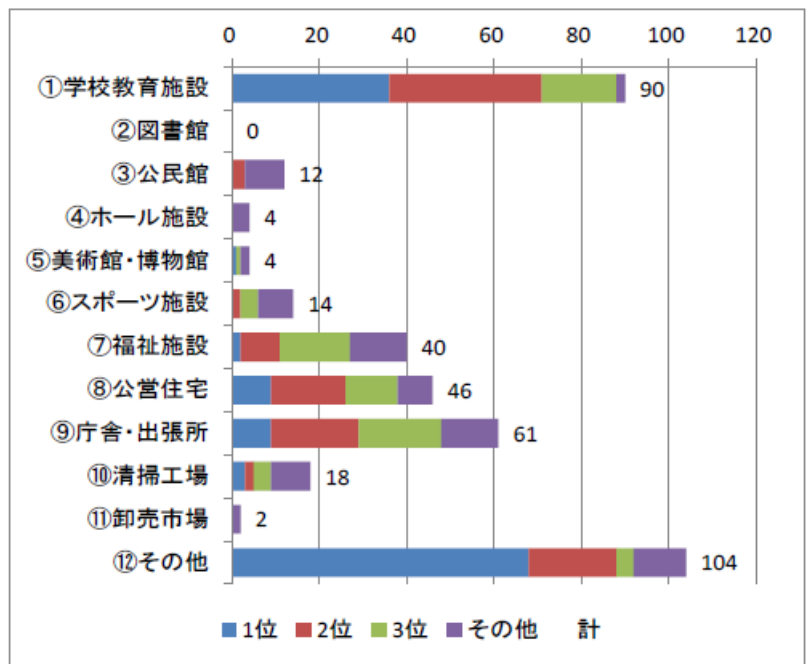
- 地方公共団体等の公的主体においては、都市構造の変化に伴う施設の統廃合、公共施設の老朽化への対応、財政健全化への対応等のために、公的不動産(PRE)の適切かつ効率的な管理、運用が求められている。
- 低未利用の公的不動産を抱える地方公共団体は多く(特に学校教育施設、庁舎等)、民間活力の導入余地は大きい。

公有不動産の利活用状況 (総務省による地方公共団体へのアンケート調査)

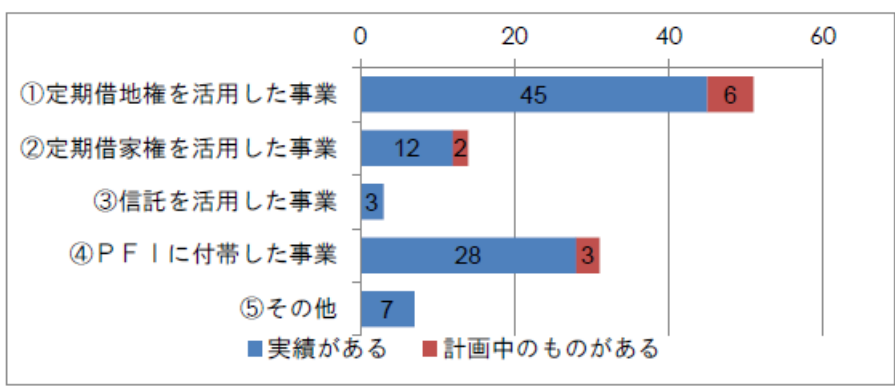
■低未利用の公有不動産の物件数(全体)



■低未利用の公有不動産の物件数(全体)



■公有不動産の有効活用にあたっての民間活力の導入状況



注)未利用又は低利用の公有不動産の従前の用途について、各自治体から物件数の多い上位3位までの用途として回答があったものを集計

- ・実施時期:平成26年12月17日～平成27年1月16日
- ・調査対象:都道府県、政令指定都市、中核市、特例市、県庁所在地及び特別区(計147地方公共団体)
- ・回答数 :145地方公共団体

民間事業者の参画を促す環境整備

- 総務省により各地方公共団体における「公共施設等総合管理計画」および「固定資産台帳」の整備が推進されている
- 「公共施設等総合管理計画」は、平成29年3月31日現在で、98.1%(1,689団体)の団体において策定済み。
- 「固定資産台帳」は、平成28年3月31日現在で、69.6%(1,245団体)の団体において整備済み。

(総務省ホームページ資料より)

「公共施設等総合管理計画」、「固定資産台帳」の整備・公表

公共施設等についての全体の情報が「見える化」

- ・ 取得年月日、取得価額、耐用年数
- ・ 地方公共団体の公共施設等に対する基本的な考え方(方針) 等

民間事業者が施設の統廃合や公有地の活用等について提案しやすくなる

③ 実効性のある優先的検討の推進

実効性のある優先的検討の推進

- 公共施設等総合管理計画・個別施設計画の策定・実行開始時期に当たる今後数年間において、国及び全ての地方公共団体で優先的検討規程の策定・運用が進むよう支援を実施
 - ・国及び人口20万人以上の地方公共団体における的確な運用、優良事例の横展開の具体的推進
 - ・人口20万人以上の地方公共団体が速やかに策定完了するよう支援実施
 - ・地域の実情や運用状況を踏まえた人口20万人未満の地方公共団体への適用拡大

優先的検討の推進の背景

(1) 課題

- 厳しい財政状況、人口減少の中で、我が国の生活インフラを効率的に整備・運営していくことが必要。
- 新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくことが必要。

(2) 対応

- 公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要。
- 多様なPPP/PFI手法を拡大することが必要。



公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、**多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを**、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に**優先して検討する仕組みを導入**

(3) 目標

PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みを構築した**各省庁及び人口20万人以上の地方公共団体(181団体)**等の数を**2016年度末までに100%**

(経済・財政再生アクション・プログラム(平成27年12月24日経済財政諮問会議))

実効ある優先的検討の推進に向けた取り組み

「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」について (要請) 平成27年12月17日

- 人口20万人以上の地方公共団体に対して、優先的検討規程の策定を平成28年度末までに行うよう要請
- 人口20万人未満の地方公共団体に対しては、同様の取組を行うようお願い
- ※「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」民間資金等活用事業推進会議決定 (平成27年12月15日)

「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引」 平成28年3月

- ・地方公共団体が優先的検討規程を策定する際の参考となる手引 (内閣府作成)
- ・構成 ① 優先的検討指針とその解説
② 優先的検討規程のひな形
③ 簡易な検討の計算表 (費用総額の比較に用いるエクセルシート)

「全国説明会」の開催 平成28年6~7月

- ・全国9か所で説明会を開催
※参加地方公共団体数：232団体
- ・説明会実施後、希望する地方公共団体に対して個別相談会を実施

○全国説明会や優先的検討規程の策定状況等に関する調査 (平成28年10月) において規程の策定状況や運用上の課題を確認

「PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定及び運用について (要請)」 平成29年1月

- 優先的検討規程の確実な策定に向けて、規程の策定を改めて要請
- 優先的検討規程の実効ある運用に向けて「運用の手引」を作成し、全国説明会 (平成29年2月) を実施

「PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用の手引」 平成29年1月

- ・地方公共団体が優先的検討規程を運用する際の参考となる手引 (内閣府作成)
- ・構成 第1章 実効ある優先的検討の運用に向けて<基礎編>
第2章 PPP/PFIの推進に向けて<応用編>
第3章 PPP/PFI事例集<事例編>

「全国説明会」の開催 平成29年2月

- ・全国9か所で説明会を開催
※参加地方公共団体数：299団体
- ・説明会実施後、希望する地方公共団体に対して個別相談会を実施

- 全国説明会や優先的検討規程の策定状況等に関する調査 (平成29年3月) において規程の策定状況や運用上の課題を確認
- 3月末時点の優先的検討規程の策定状況：67.4% (人口20万人以上の地方公共団体)
- 今後の優先的検討規定の策定状況：99.4% (人口20万人以上の地方公共団体)

人口20万人以上の地方公共団体において「優先的検討規程」の運用が開始 平成29年4月~

PPP/PFI優先的検討規程の策定状況の概要

○平成29年3月末時点の優先的検討規程の策定状況についてアンケート調査を実施(回答率:100%)

策定主体	団体数	策定済(※1)		今後策定予定		策定済・予定団体数		策定しない	
					うちH29年度中				
国	13	9	69.2%	4	4(※2)	13	100.0%	0	
地方公共団体	都道府県	47	34	72.3%	13	10	47	100.0%	0
	政令市	20	18	90.0%	2	2	20	100.0%	0
	人口20万人以上の市区	114	70	61.4%	43	32	113	99.1%	1
	小計	181	122	67.4%	58	44	180	99.4%	1
	(参考)人口20万人未満の市区町村	1,607	24	1.5%	182	36	206	12.8%	1,401
	合計	1,788	146	8.2%	240	80	386	21.6%	1,402

(※1) 地方公共団体の策定済には「平成29年3月中に策定見込み」と回答した団体も含む

(※2) 2省庁は平成29年4月に策定見込み

○国における策定状況

策定済(平成29年3月末時点) : **69.2%** 今後策定予定含む : 100.0%(平成29年9月達成見込み)

○人口20万人以上の地方公共団体における策定状況

策定済(平成29年3月末時点) : **67.4%** 今後策定予定含む : 99.4%

※今後の進捗見込み 平成29年6月末:75.7% 9月末:80.1% 平成30年3月末:91.7%



国及び全ての人口20万人以上の地方公共団体において、速やかに優先的検討規程の策定が完了するよう、内閣府担当者が**未策定団体を訪問**するとともに、**策定に係る説明会を開催**予定

(参考)優先的検討規程の策定状況(人口20万人未満の市区町村)

人口20万人未満の市区町村(1,607団体)

○優先的検討規程の策定見込み

⇒ 今後206団体で策定予定 (うち、60団体が平成30年3月末までに策定予定)

○平成29年3月末時点で策定済の24団体 ※「平成29年3月末までに策定見込み」と回答した団体含む

	団体名	(参考)人口
1	秋田県 鹿角市	3.3万人
2	茨城県 常陸太田市	5.5万人
3	茨城県 神栖市	9.5万人
4	栃木県 日光市	8.6万人
5	埼玉県 狭山市	15.4万人
6	埼玉県 八潮市	8.6万人
7	千葉県 木更津市	13.4万人
8	千葉県 八千代市	19.5万人
9	千葉県 四街道市	9.2万人
10	東京都 東久留米市	11.7万人
11	東京都 多摩市	14.8万人
12	新潟県 粟島浦村	363人

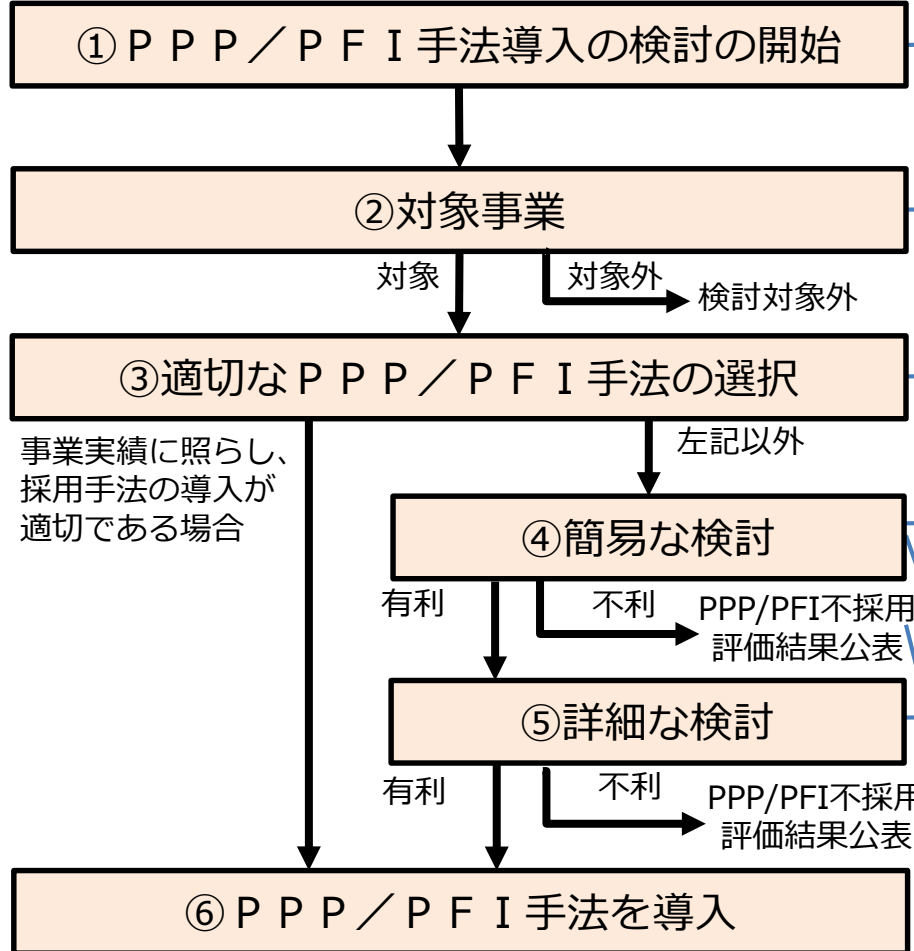
	団体名	(参考)人口
13	山梨県 甲府市	19.3万人
14	長野県 上田市	16.0万人
15	静岡県 袋井市	8.7万人
16	大阪府 守口市	14.5万人
17	兵庫県 高砂市	9.3万人
18	奈良県 桜井市	5.9万人
19	奈良県 平群町	1.9万人
20	広島県 東広島市	18.5万人
21	山口県 山口市	19.4万人
22	徳島県 三好市	2.8万人
23	大分県 別府市	12.1万人
24	鹿児島県 指宿市	4.3万人

優先的検討プロセスとその論点

【対象事業主体】 国、地方公共団体、公共法人（独法、公社等）
 【対象施設】 公共施設等（例えば空港、上下水道等の利用料金が発生する施設や庁舎、宿舍、公営住宅、学校等を含む。）
 【対象事業】 整備等（例えば新規建設、改修のみならず、運営、維持管理を含む。）

優先的検討プロセス

全国説明会、PPP/PFI実施状況等に関する調査等から、優先的検討を実施していく上での論点を抽出。



論点1（庁内体制）
庁内体制をどのように整備すればよいかわからない。

論点2（対象事業の考え方）
事業費基準未済であっても公的負担の抑制の観点からPPP/PFI手法の導入を検討すべきではないか。

論点3（適切な手法の選択）
実績が少なくどのような手法をとればよいか分からない。

論点4（簡易な検討表の数値の設定）
簡易な検討における計算表の数値の設定をどのように行えばよいか分からない。

論点5（コンセッション事業等の検討方法）
コンセッション事業・収益型事業をどのように検討するのか分からない。

論点6（PDCAサイクル）
PDCAサイクルをどのように構築すればよいかわからない。

「PPP/PFI手法導入優先的検討規程 運用の手引」の構成

- ・地方公共団体が円滑に優先的検討規程を運用するため、事例をもとに検討過程ごとのポイントを解説
- ・アクションプランを踏まえたPPP/PFIの推進(コンセッション事業や収益型事業の推進)

序章

- はじめに
- 本手引の位置づけ

第1章 実効ある優先的検討の運用に向けて<基礎編>

1. 優先的検討の運用上の課題について 全論点 + 啓発
○運用上の課題についての解説
2. 優先的検討プロセスに関するQ&A 全論点
○対象事業の考え方、収益化の検討他
3. PPP/PFI手法選択の考え方 論点2 論点3
○事例集の掲載事業分野の解説
4. 簡易な検討における数値設定について 論点4
○費用削減率等の個別事例、VFMの傾向、留意点等

第2章 PPP/PFIの推進に向けて<応用編>

1. PPP/PFI推進アクションプランの考え方について 啓発
○コンセッション事業、収益型事業推進の考え方
2. 優先的検討段階における収益化の検討方法 論点5
○収益型事業の検討方法及び留意点
○コンセッション事業の検討方法及び留意点
3. 庁内体制の構築について 論点1 論点6
○PPP/PFIを推進している地方公共団体における庁内体制の事例
○実効ある優先的検討の実施のためのPDCAの考え方

第3章 PPP/PFI事例集<事例編>

1. 事業分野別 事例集
2. 収益型事業 事例集
3. コンセッション事業 事例集

参考資料

1. VFM分析データ
2. 支援制度の紹介

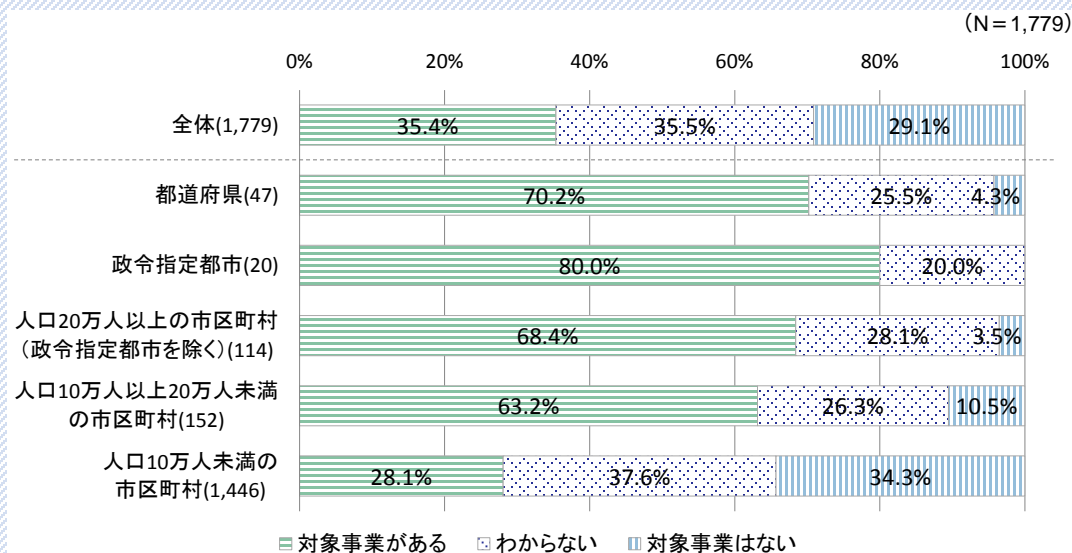
優先的検討プロセスに関するQ&A(抜粋①)

Q4 人口20万人未満の地方公共団体は、優先的検討規程を作らなくてもよいのですか。

A4 PPP/PFI実施状況調査では、人口20万人未満の地方公共団体においても、**今後10年以内に供用開始を目指す公共施設整備事業が多く存在する**ことが確認できました。当該施設整備を効率的かつ効果的に実施するためにも、多様なPPP/PFI手法の導入を、**従来型手法に優先して検討することが望ましい**と考えられます。人口20万人未満の地方公共団体においても、**多くのPFI事業が実施され、成果があがっている**ことが分かりました。本手引では、人口20万人未満の地方公共団体で実施されたPPP/PFI事業の事例も掲載していますので、ご参照ください。

事業費が10億円以上となる公共施設整備事業の有無

■ 今後10年間に供用開始が見込まれる事業費の総額が、10億円以上となる公共施設整備事業の有無（建設、製造又は改修を含むものに限る。）



(出所) PPP/PFI実施状況調査

優先的検討プロセスに関するQ&A(抜粋②)

Q7 事業費基準に満たない事業についてはどのように考えればよいですか。

A7 PPP/PFI手法の導入は、大規模な事業に限定されません。**事業費基準に満たない事業でも多数実施**されています。事業費基準はあくまで検討が形骸化しないように優先的検討の対象を絞り込むためのものであり、**一つの目安にすぎません**。そのため、一定の事業分野については、事業費基準を設けることなく優先的検討の対象として追加することや別途事業費基準の目安を定めることが考えられます。本手引に掲載している事例には、小規模な事業も含まれていますのでご参照ください。

更新に係る建設コストが10億円以上となる施設規模の目安

対象施設	施設規模	備考
事務庁舎	2,500㎡以上	・「公共施設状況調」(総務省)によると、人口3万人以上のほぼ全ての地方公共団体(1団体除く)が所有する本庁舎の面積は2,500㎡以上。また、全地方公共団体(1,788団体)の約85%(1,512団体)が所有する本庁舎の面積は2,500㎡以上。
公営住宅	3,572㎡以上	・戸当たり住戸面積を70㎡程度(戸当たり延べ面積を95㎡程度)と仮定した場合、約40戸の公営住宅で3,572㎡を超える。
小中学校	3,031㎡以上	・「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」の面積基準によると、 <u>おおむね複式学級にならない規模の小中学校であれば3,031㎡を超える</u> 。なお、当該数値は、学級数に応じた教室面積並びに屋内運動場の面積を加えたもの。

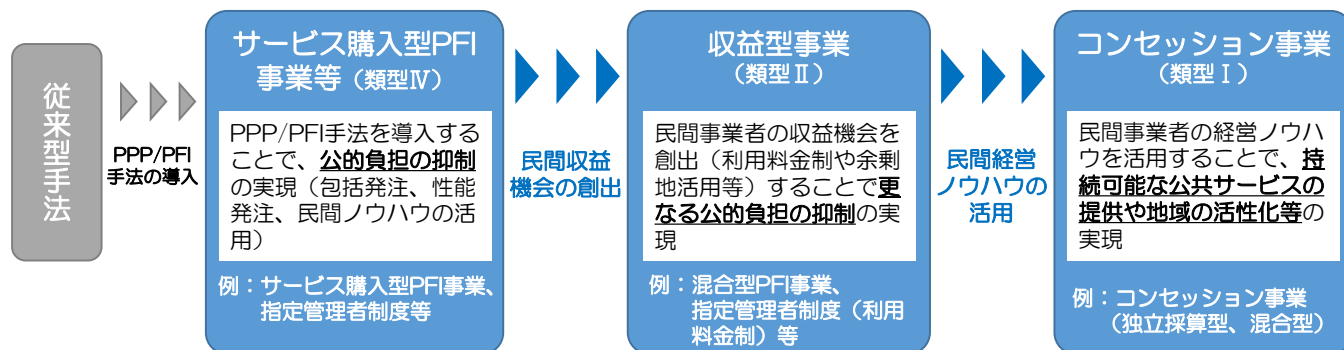
※事業費の総額(10億円以上)には、建設、製造又は改修に係る費用に加え、事業期間中の運営費用も含まれますが、ここでは単純化するために、建設コストのみを対象としています。

※施設規模の算出に当たっては、「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書」(平成28年版)における更新(建替え)及び大規模改修の単価を用いて計算しています。

優先的検討プロセスに関するQ&A(抜粋③)

Q12 収益化の検討とは何ですか。なぜ積極的に収益化を検討する必要があるのですか。

A12 収益化の検討とは、公共施設等の整備等に係る費用の回収を図るため、利用料金収入を民間事業者に帰属させることや民間事業者の収益機会を創出することが可能な収益型事業の活用等によって、**公共施設等の収益性を高める工夫を行うこと**をいいます。公共施設等の利用料金収入を民間事業者に帰属させることにより、**民間事業者の創意工夫が発揮され、利用者に対するサービスの質を向上**できるなど、公共サービスの質の向上につながることを期待されます。また、**民間事業者に收支改善へのインセンティブが働くため、利用料金収入の増加や維持管理・運営費の削減**により、独立採算型の事業として実施できる可能性や、混合型の事業では管理者等が負担する費用を削減できる可能性があります。



※低未利用の公的不動産を有効活用することで、地域の「価値」や住民満足度を高めるとともに、新たな投資やビジネス機会を創出する**公的不動産利活用事業 (類型Ⅲ)**の推進も重要

新たなビジネス機会の拡大、地域経済好循環の実現、公的負担の抑制 ⇒ 経済財政一体改革への貢献

事業規模目標 (平成25~34年度の10年間)

21兆円 類型Ⅰ~Ⅳ合計	類型Ⅰ コンセッション事業	7兆円	類型Ⅲ 公的不動産利活用事業	4兆円
	類型Ⅱ 収益型事業	5兆円	類型Ⅳ その他PPP/PFI事業	5兆円

④ 地域のPPP/PFI力の強化

地域のPPP/PFI力の強化

- インフラ分野での活用の裾野拡大
- 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進
 - ・運用マニュアルの周知による形成の働きかけ
 - ・広域的な地域プラットフォーム形成・運営の支援
- 民間提案の積極的活用
 - ・民間提案活用指針を平成29年度末までに策定
 - ・民間提案支援を平成29年度から実施
- 情報提供等の地方公共団体に対する支援
 - ・バンドリング・広域化、公的不動産利活用事業の優良事例の横展開、ワンストップ窓口の強化・周知
- PFI推進機構の資金供給機能や案件形成のためのコンサルティング機能の積極的な活用

民間提案の積極的活用について

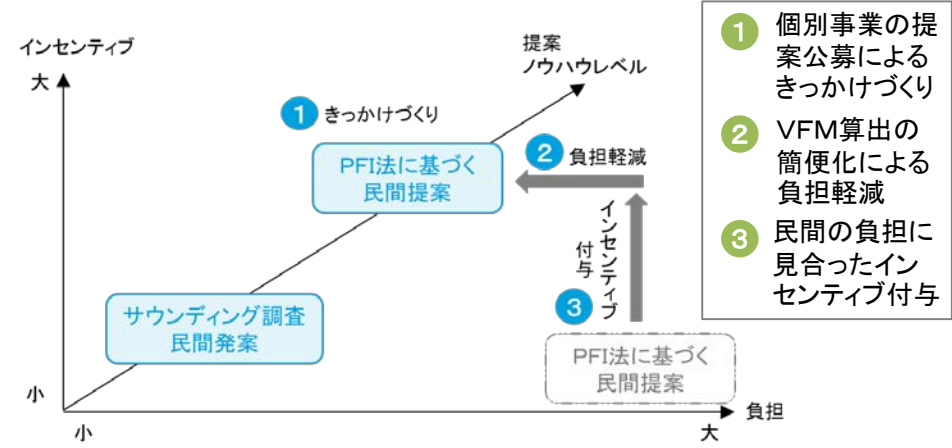
民間提案の積極的活用、バンドリング・広域化の推進については、平成28年11月から平成29年2月まで、PFI推進委員会**事業部会にて調査検討**を実施。

- 民間事業者の負担の小さい「**サウンディング調査**」「**民間発案**」の普及とともに、PFI法に基づく**民間提案を運用改善**して活用を図る。
- 民間事業者の**負担とインセンティブ**のバランスを図り、提案ノウハウレベルに合わせた二段構えの民間提案の推進を図る。

施設整備等を伴う事業での民間提案手法は主に3種類

サウンディング調査	民間発案	PFI法に基づく民間提案	
事業の初期段階で、市場性や活用アイデア、参加しやすい公募条件の検討のため、個別に民間事業者から広く意見を聞く方法 	公募や事業リストで対象事業を限定し、民間事業者からアイデアレベルの提案を受け付ける方法 	民間事業者が公共に代わってPFI事業の詳細な案を提案 	
提案に係る民間の負担:	小～中	小～中	大
期待されるVFM発現:	効果あり	効果あり	効果大
公共の事務負担軽減:	効果あり	効果あり	効果大

民間の負担とインセンティブの関係(イメージ)



- ・ **負担が小さい**アイデアレベルの提案「サウンディング調査」「民間発案」
- ・ **本格的な**事業内容を求める提案「PFI法に基づく民間提案」



手法の**普及**を図る

公共側の取組を付加し運用改善して普及
※実績を積み上げ施策としての有効性を高める必要あり

【普及に向けた具体的取組】
民間提案を活用する地方公共団体等に対する支援の実施

バンドリング・広域化の推進について

○地域プラットフォーム形成・運営支援を通じて、**地方公共団体への情報提供と事業の掘り起こし**を図る。

	概念図	推進上の課題等	方策案
① バンドリング	<p>単一の地方公共団体が 管理者</p>	<p>○地元企業の受注を心配 ⇒ 地域の関係者から理解が得られにくい。</p>	<p>○ PPP/PFI地域プラットフォームの推進 (官民対話、地元企業の受注能力向上等) ⇒ バンドリングが地域に受け入れられる環境づくり</p>
② 集約化・複合化	<p>複数施設を一つの施設に 集約化・複合化</p>	<p>○PPP/PFI事業の成立性を高めるだけでなく、さまざまなメリット・効果があるが、知られていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中核施設としての 拠点性、集客性 ・ 集約化で生じた 余剰地をまちづくりに活用 等 	<p>○地方公共団体に対して、メリット・効果や施設機能の組み合わせ、事業規模といった計画づくりの参考となる情報提供を行う。</p> <p>○さらにはコンセッション事業、収益型事業などにつながる事業の掘り起こし、案件形成支援に取り組む。</p>
③ 広域化	<p>複数の地方公共団体が 管理者</p>	<p>○事業によっては市町村間の調整等に 労力を要する。</p> <p>○ 受け皿組織が必要</p>	<p>○ 広域的なPPP/PFI地域プラットフォームを通じ、事業の広域化を推進 ⇒ 複数市町村間の水平的な連携強化、近隣市町村の課題や事業計画情報の共有</p>

目次

1. PPP／PFIの現状

- (1) PPP／PFIとは
- (2) PFI法の概要
- (3) PFI事業の実施状況

2. PPP／PFIをめぐる動向

- (1) 骨太方針2017
- (2) PPP/PFI推進アクションプラン
(平成29年改定版)
 - ① コンセッション事業の推進
 - ② 公的不動産における官民連携の推進
 - ③ 実効性のある優先的検討の推進
 - ④ 地域のPPP/PFI力の強化

3. 地域プラットフォームの推進

4. 地元事業者の参画について

5. PPP／PFIの事例

- (1) アクションプランに定める類型Ⅱ
- (2) アクションプランに定める類型Ⅲ

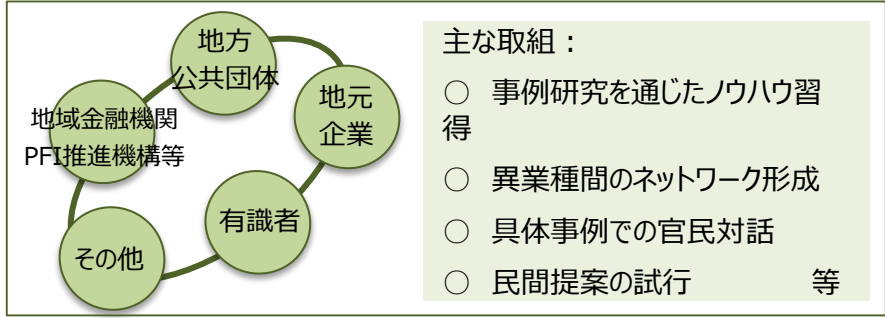
6. PPP／PFI推進に資する支援措置

- (1) 内閣府による支援
- (2) PFI 推進機構

7. 最後に

PPP/PFI地域プラットフォームとは

地域の企業、金融機関、地方公共団体等が集まり、PPP/PFI事業のノウハウ習得と案件形成能力の向上を図り、具体的な案件形成を目指した取り組みを推進する。



平成27年度内閣府支援地域

<p>習志野市（千葉県） 民間を活用した公共施設再編</p> 	<p>浜松市（静岡県） 大合併後の公共資産経営</p> 	<p>神戸市（兵庫県） 民間提案の促進</p> 	<p>岡山市（岡山県） 未利用公有資産の有効活用</p> 	<p>福岡市等（福岡県） 地域の枠を越えた官民ネットワーク形成</p> 
--	--	---	---	--

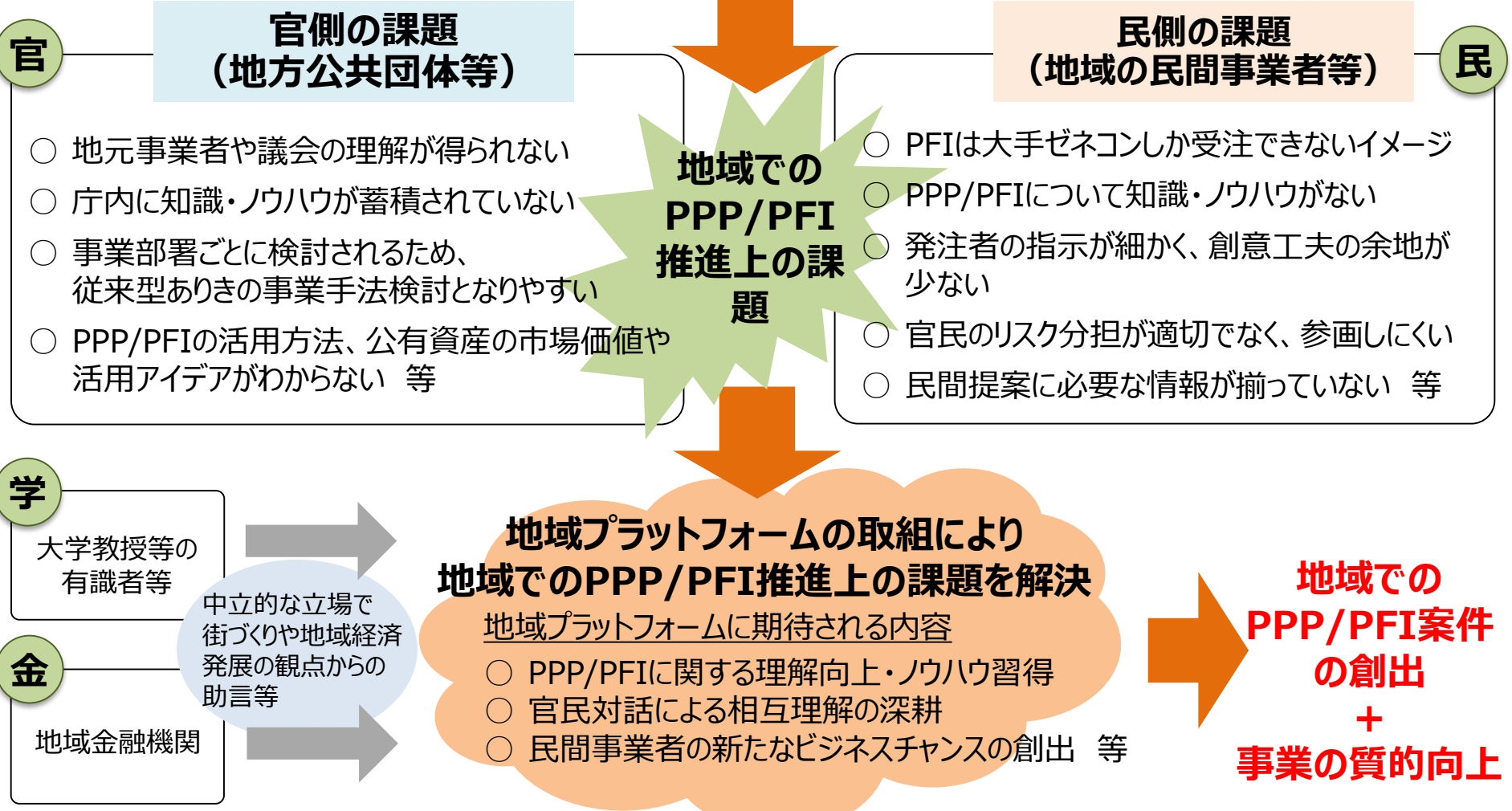
平成28年度内閣府支援地域

<p>盛岡市（岩手県） 公共施設マネジメントの最適な実施</p> 	<p>富山市等（富山県） 公共施設の最適配置とコンパクトなまちづくりの推進</p> 	<p>福井銀行等（福井県） 北陸新幹線開業等に伴う周辺開発への民間活力導入</p> 	<p>滋賀大学等（滋賀県） 大学が主体となり、県と11市町村が参加する広域的取組</p> 	<p>佐世保市（長崎県） 西九州部北部地域における将来的な広域連携の推進</p> 
--	--	---	---	---

PPP/PFI地域プラットフォームとは

税財源負担を抑えた公共施設等の整備、維持管理、公共サービスの提供が必要

PPP/PFIの積極的活用が必要



官

**官側の課題
(地方公共団体等)**

- 地元事業者や議会の理解が得られない
- 庁内に知識・ノウハウが蓄積されていない
- 事業部署ごとに検討されるため、従来型ありきの事業手法検討となりやすい
- PPP/PFIの活用方法、公有資産の市場価値や活用アイデアがわからない 等

民

**民側の課題
(地域の民間事業者等)**

- PFIは大手ゼネコンしか受注できないイメージ
- PPP/PFIについて知識・ノウハウがない
- 発注者の指示が細かく、創意工夫の余地が少ない
- 官民のリスク分担が適切でなく、参画しにくい
- 民間提案に必要な情報が揃っていない 等

**地域での
PPP/PFI
推進上の課題**

学

大学教授等の
有識者等

中立的な立場で
街づくりや地域経済
発展の観点からの
助言等

金

地域金融機関

**地域プラットフォームの取組により
地域でのPPP/PFI推進上の課題を解決**

地域プラットフォームに期待される内容

- PPP/PFIに関する理解向上・ノウハウ習得
- 官民対話による相互理解の深耕
- 民間事業者の新たなビジネスチャンスの創出 等

**地域での
PPP/PFI案件
の創出
+
事業の質的向上**

PPP/PFI地域プラットフォームの推進

		課題		対応策		施策	
						2015年度	2016年度～
地域PFの形成	地域プラットフォームの 意義(メリット) が理解されていない	PPP/PFI事業や地域プラットフォームの 優良事例を横展開 する	■ ブロックレベルの地域プラットフォームを開催 参加公共団体数の増加を目指すとともに、首長意見交換会など様々な情報提供を実施(2016年度末時点で191団体が参加)				
	※ ブロックレベルの地域プラットフォームに参画する地方公共団体の数【目標:181(2018年度)】 ※ 地域プラットフォームの形成数【目標:47(2018年度)】	地域プラットフォームの整備方法や実施内容に関する ノウハウ提供	■ 地域プラットフォームの取組の実例等を取り纏めた「 運用マニュアル 」を作成し、周知を図る(2017年3月完成)				
	持続的な活動 として定着させることが必要	活動の初年度より、案件形成に繋げていく 長期的な視点から継続的な運営体制 を作る	■ PPP/PFI専門家派遣制度の運用 地域プラットフォームの実践ノウハウに詳しい 専門家を派遣				
	単なる勉強会に留まらず、 案件形成 に繋がる取組をしていくことが重要	地域プラットフォームを 民間提案(官民対話)の場 として機能させる	■ 地域プラットフォーム形成支援事業 計画策定に当たって 継続的な運営を前提 とした支援を実施				
地域PFの運営	案件形成 促進のためにはバンドリング・広域化等により事業の成立性を高める工夫が重要	複数の地方公共団体で構成される 広域的な地域プラットフォーム の形成により 市町村間の連携 を強化	■ 民間提案 等を促進するモデル的な取組を推進(地方公共団体が整備しようとする公共施設のリストの提供等) ■ 広域的な地域プラットフォーム の形成・運営を重点的に支援				

※ PPP/PFI事業が形成された地域プラットフォームの数
【目標:-】※モニタリング指標:2018年度中を目途に数値目標をKPIとして設定する

PPP/PFI地域プラットフォームの推進

- 2016年度末までに、**31地域**において地域プラットフォームの形成を支援（KPI：47（2018年度））。
- 2017年度は**複数**の地方公共団体等で構成される**広域的な地域プラットフォームの形成・運営**を重点的に支援する。また、**運用マニュアル**（2016年度に作成）の周知を図り、運用マニュアルを活用したプラットフォーム形成を働きかける。

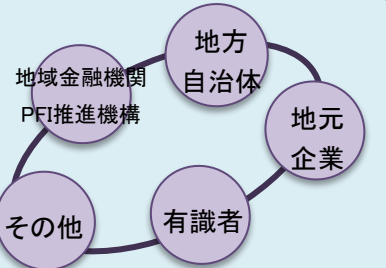
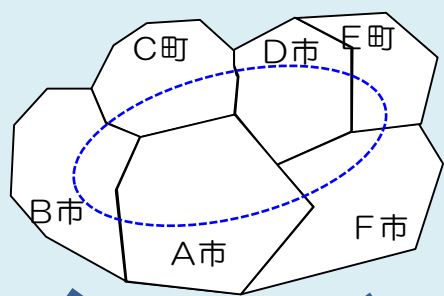
■広域化の受け皿組織としての地域プラットフォーム

広域的な地域プラットフォーム

複数市町村間の水平的な連携強化

近隣市町村と情報共有

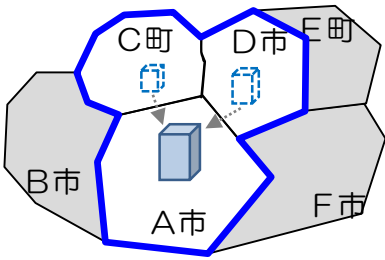
市町村域を越えた広域的な検討
 ・複数市町村で1つの施設を整備
 ・上下水道などインフラについて
 広域で効率的に維持管理



- 主な取組:
- 事例研究を通じたノウハウ習得
 - 広域的なネットワーク形成
 - 具体事例での官民対話 等

<例①>

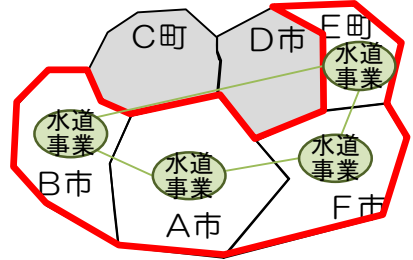
斎場を整備したい



3市町で共同事業として実施

<例②>

水道施設の更新が課題



水道事業の広域化

■運用マニュアル

地域プラットフォームの一層の形成促進および具体的な案件形成に繋がる効果的な運営を推進するために、地域が主体的に地域プラットフォームを形成し効果的な運営ができることに留意したマニュアルを作成

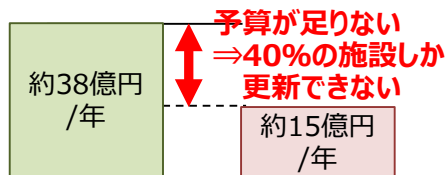
<構成>

- I 地域プラットフォーム形成の意義
- II 地域プラットフォームの形成・運営
 - II-1 地域プラットフォーム形成前の準備
 - II-2 地域プラットフォームの形成
 - II-3 地域プラットフォームの運営
- III より効果的な進め方
- IV 地域プラットフォームの事例

PPP/PFI地域プラットフォームの取組事例

習志野市の例

■ 地域プラットフォームを導入した背景・目的



今後25年間の改修・更新費用 市の予算規模

市財政が厳しい中、老朽化した施設の更新に対応するため PPP/PFIの取り組みが急務

地域企業： PPP/PFIに関する知識・ノウハウの蓄積
市職員： PPP/PFIに取り組む庁内体制の整備

■ 地域プラットフォームの実施内容と導入成果

○ 平成27年度は3回開催。地域企業・地域金融機関等から毎回30名程度が参加。

回	第1回	第2回	第3回
目標	意識の醸成、基礎知識の習得	ノウハウの習得	異業種ネットワーク形成、官民対話
内容	<ul style="list-style-type: none"> 将来の公共施設の維持更新費用に関する課題の説明 地元事業者参画事例の紹介 	<ul style="list-style-type: none"> PFI実施方針の読み方、資金調達方法についての勉強会 ワークショップ 	<ul style="list-style-type: none"> 大手ゼネコンから地域事業者との連携方策について説明、質疑 具体のPFI事業計画の説明、質疑



実施方針、資金調達に関して専門家が講師となって説明
⇒ 実務面の理解度が向上



意見交換を実施
⇒ 地元企業参画の課題を明確化

<ワークショップでの発表>

【アンケート結果】(地元企業 13社)

- PPP/PFIの理解度が向上 85%
- PPP/PFIの参画イメージができた 62%
- PPP/PFIに参画したい 54%

来年度以降は、要求水準書の見方、提案書の書き方、コンソーシアムの組成方法、リスク分担を教えてください、過去の事例を取り上げてほしいとの意見もあった。

<成果>

- 市が予算を確保し、2年目以降も継続実施
- 平成28年度に市内初のPFI事業実施 (大久保地区公共施設再生事業)

目次

1. PPP／PFIの現状

- (1) PPP／PFIとは
- (2) PFI法の概要
- (3) PFI事業の実施状況

2. PPP／PFIをめぐる動向

- (1) 骨太方針2017
- (2) PPP/PFI推進アクションプラン
(平成29年改定版)
 - ① コンセッション事業の推進
 - ② 公的不動産における官民連携の推進
 - ③ 実効性のある優先的検討の推進
 - ④ 地域のPPP/PFI力の強化

3. 地域プラットフォームの推進

4. 地元事業者の参画について

5. PPP／PFIの事例

- (1) アクションプランに定める類型Ⅱ
- (2) アクションプランに定める類型Ⅲ

6. PPP／PFI推進に資する支援措置

- (1) 内閣府による支援
- (2) PFI 推進機構

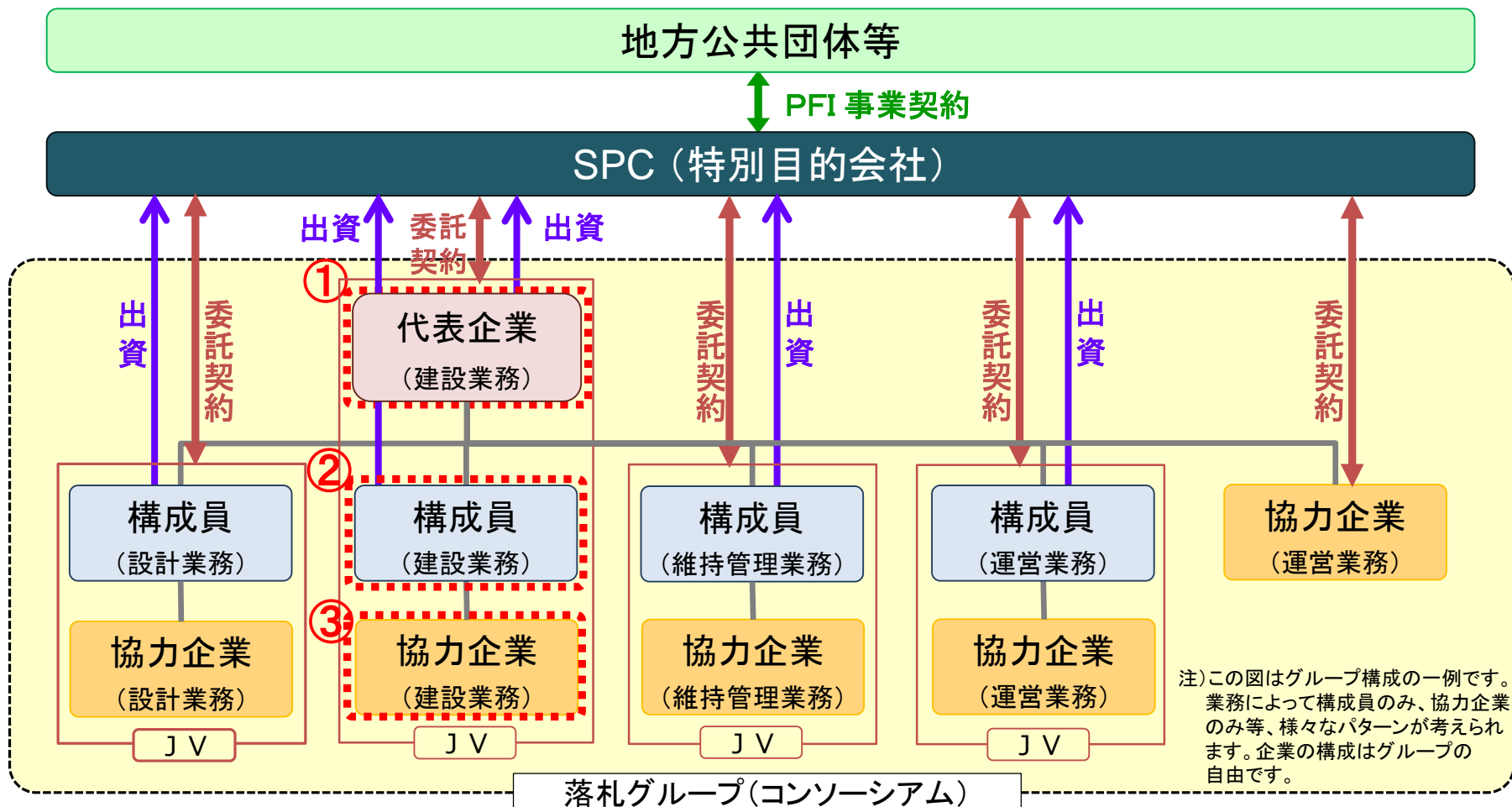
7. 最後に

地元事業者のPFI への参加形態

PFI事業への参加形態としては、以下の3つのパターンが考えられます。

- ①代表企業 … SPCへの出資あり。グループ及び事業全体のマネジメントも行う。
- ②構成員 … SPCへの出資あり。
- ③協力企業 … SPCへの出資なし。

いずれのパターンにおいても、地元事業者の参加した事例は多数あります。



地元事業者が「代表企業」として取組む場合

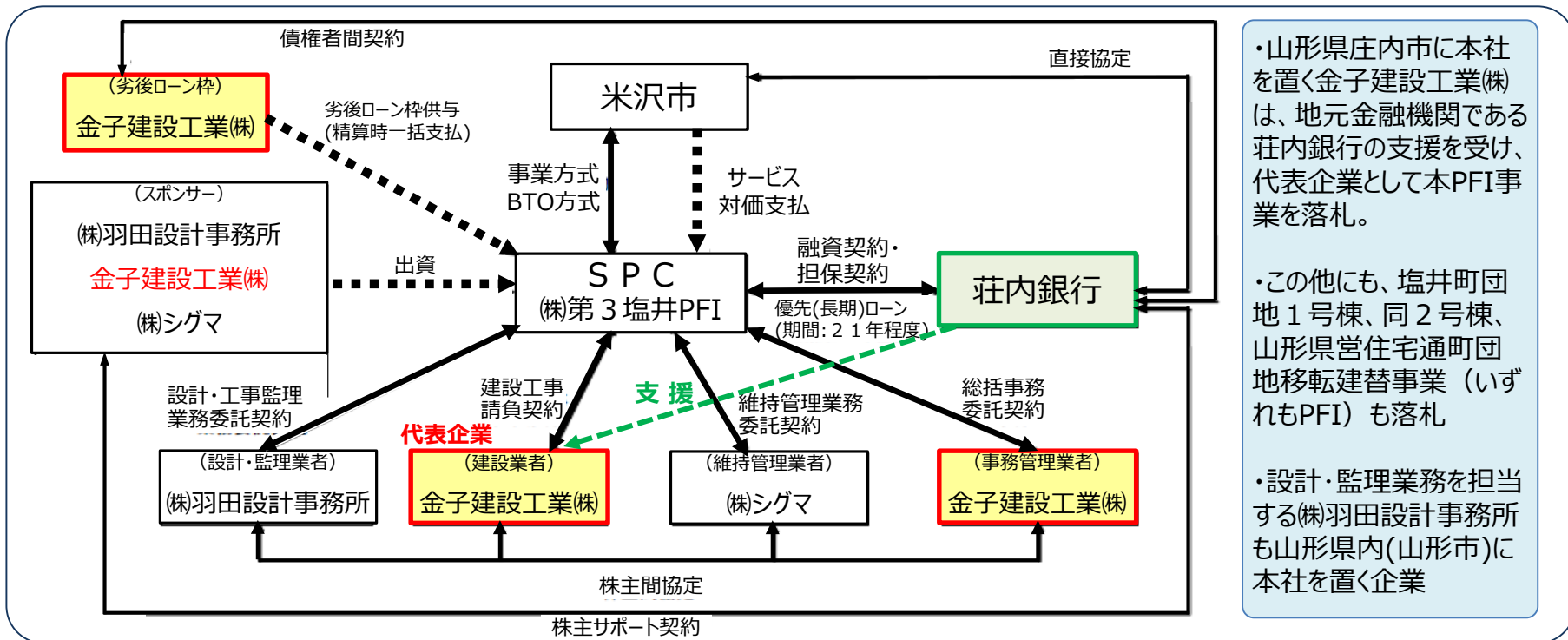
○代表企業は、担当業務及びSPCへの出資以外にも以下のような役割が求められるため、PFI事業に関する経験やノウハウが必要となります。

- ・ 応募グループの取りまとめ（グループ組成、役割・リスク分担等の取決め、企画提案書の作成取りまとめ、グループ内の会議運営・調整、等）
- ・ 事業全体の管理（事業収支、SPCの管理、資金調達）

○しかし、地元事業者に経験やノウハウが少ない場合でも、PFI事業に関するノウハウを持つ金融機関等の支援を得て取組む事例も見られます。（⇒地元金融機関への期待）

■事例：米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（3号棟）PFI

（荘内銀行プレスリリース等を基に作成）



・山形県庄内市に本社を置く金子建設工業(株)は、地元金融機関である荘内銀行の支援を受け、代表企業として本PFI事業を落札。

・この他にも、塩井町団地1号棟、同2号棟、山形県営住宅通町団地移転建替事業（いずれもPFI）も落札

・設計・監理業務を担当する(株)羽田設計事務所も山形県内(山形市)に本社を置く企業

地元事業者が「構成員」「協力企業」として取組む場合

○地元事業者がPFI事業に関するノウハウを習得するために、まずは構成員や協力企業として参加することが考えられます。

○小規模の企業にとっては、SPCへの出資の負担がない協力企業としての参加が考えられます。

■事例：徳島県県営住宅集約化PFI事業 【地元事業者が協力企業として参加】

発注者	徳島県	<p>施設概観</p> <p>○既存県営住宅 12団地</p> <p>○建替対象の県営住宅</p> <p>○閉塞感がある老朽化した県営住宅</p> <p>○PFIにより新設される県営住宅</p> <p>○津波避難ビル</p> <p>○高齢者向け住宅</p> <p>○福祉サービス</p> <p>○避難施設として地域と連携</p> <p>○地域に必要な福祉施設</p> <p>利用料金収入で費用を回収するPFI事業</p>
概要	県営住宅団地12団地を3か所に集約した上で、新たな県営住宅を整備。民間事業者は県営住宅整備等の事業に加え、福祉施設等事業及び附帯事業(独立採算事業)を一体的に実施。	
事業者	<p>【代表企業】(株)大林組四国支店[設計・建設]</p> <p>【構成員】 日本管財(株)[維持管理]</p> <p>【協力企業】◆(株)西田設計[設計・監理]</p> <p>◆明星土地(有)[移転支援]</p> <p>◆(株)賃貸住宅サービス[移転支援]</p> <p>◆(医)凌雲会[福祉施設事業]</p> <p>◆(社福)凌雲福祉会[福祉施設事業]</p> <p>◆は地元事業者</p>	
事業方式	PFI (BOT方式)	
事業費	約56億円(税込、落札金額)	
事業期間	約21年(維持管理・運営18年)	

地元事業者がPPP/PFI に取組む意義・課題

■ 地元事業者が取組む意義

○ 従来と異なる発注方式への対応

- 従来方式の発注の減少 ⇒ 受注確保のためには新たな取組への積極的な参入

○ 地域への貢献

- 地元の活性化への寄与 ⇒ 地元事業者ならではの地域ニーズの把握や提案

○ 長期契約による売り上げの安定

- 10年以上の長期契約が一般的(業務委託、指定管理者制度より長期の契約)

○ 新しい分野への事業拡大の可能性

- 自社と異なる分野や地域外の企業と組むことによる知見やネットワークの拡大

■ 地元事業者が取組む上での主な課題

○ ノウハウ、人材不足

- ✓ PPP/PFIに関するノウハウ・知識や対応できる人材が社内にはない(少ない)

○ コンソーシアムの組成

- ✓ 他業種とのネットワークがない。どのように組成すればよいかわからない。

○ リスク負担

- ✓ 官民のリスク分担が適切でなく民間事業者が参加しにくい場合がある。

○ 資金負担

- ✓ 地元事業者にとって、SPCへの出資、提案書作成コストなどの負担は大きい。

PPP/PFI 地域
プラットフォーム
の取組を通じた
課題解消

・事業実績を積むこと
による効率化
・資金負担を軽減する
スキーム検討 など

4. 地元事業者の参画について

地元事業者が参画している事例

事業名	落札グループ				
	代表企業	構成員・協力企業			
(仮称)柳島スポーツ公園PFI事業(神奈川県茅ヶ崎市)	亀井工業ホールディングス	パシフィックコンサルタンツ(株)横浜事務所	亀井工業	湘南造園	湘南ベルマーレスポーツクラブ
豊後高田市子育て支援住宅等整備及び子育て団地形成準備業務PFI事業(大分県豊後高田市)	中村建材店	ケイ設計工房	三明工務店	アラカワハウス	榎本建築
		辛嶋建設	京建築	次郎丸建設	為成建設
		徳野建築	西国東工務店	丸弘工務店	加宝興産
福岡市立西部地域小学校空調整備PFI事業(福岡市)	大橋エアシステム	九電工	平和電興		
(仮称)伊達市学校給食センター整備運営事業(北海道伊達市)	日総	札幌日総建	須藤建設	マルゼン	太平ビルサービス
		長大			
寝屋川市営住宅再編整備第1期建替事業(大阪府寝屋川市)	前田組	ジャス	田中啓文総合建築研究所	マエダエステート	エフ・エム・シー介護サービス
		エヌ・ケイ興産			
函南「道の駅・川の駅」PFI事業(静岡県函南町)	加和太建設	日総建	JM	長大	
PFIによる県営住宅鈴川団地整備移転建替等事業(山形県)	山形建設	本間利雄設計事務所	山形ナショナル電機		
新庄小学校分離新設校及び公民館等設計・建設・維持管理事業(山形県新庄市)	ホクタテ	近藤建設	タカノ建設	北陸電気工事	コクヨ北陸新潟販売
		日総建	押田建築設計		
稚内市廃棄物最終処分場整備運営事業(北海道稚内市)	大林組	開発公営社	石塚建設興業	環境衛生工業	
(仮称)古川南中学校設計・建設・維持管理及び運営事業(宮城県古川市)	サンケイビル	東急建設	東急コミュニティ	鈴木弘人設計事務所	笹原組
		丸か建設	メフォス	彫刻の森美術館	

: 地元事業者 ※PFI事業が実施される都道府県内に本社がある企業と定義

○地元事業者を参画しやすくする例(WTO対象案件を除く)

- ✓ 代表企業に市内工事の受注実績があることを義務付け
- ✓ 構成員に市内企業を含むことを義務付け又は加点
- ✓ 市内企業に一定金額以上の下請業務を出すことを義務付け 等

目次

1. PPP／PFIの現状

- (1) PPP／PFIとは
- (2) PFI法の概要
- (3) PFI事業の実施状況

2. PPP／PFIをめぐる動向

- (1) 骨太方針2017
- (2) PPP/PFI推進アクションプラン
(平成29年改定版)
 - ① コンセッション事業の推進
 - ② 公的不動産における官民連携の推進
 - ③ 実効性のある優先的検討の推進
 - ④ 地域のPPP/PFI力の強化

3. 地域プラットフォームの推進

4. 地元事業者の参画について

5. PPP／PFIの事例

- (1) アクションプランに定める類型Ⅱ
- (2) アクションプランに定める類型Ⅲ

6. PPP／PFI推進に資する支援措置

- (1) 内閣府による支援
- (2) PFI推進機構

7. 最後に


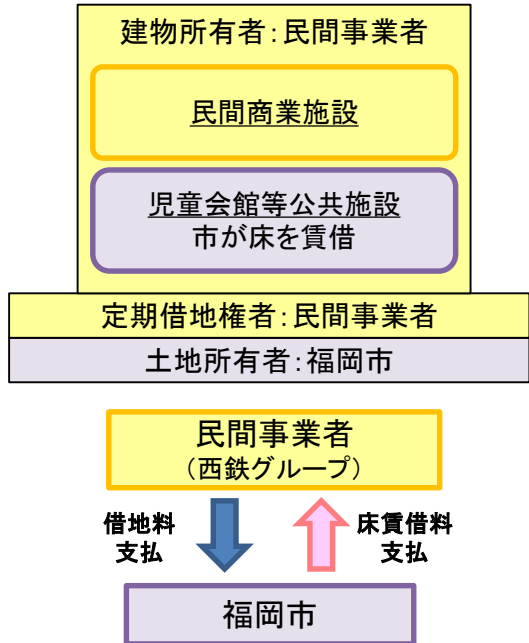
類型Ⅱ 収益型事業①

<p>事業名</p>	<p>豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業</p>	 <p>豊川浄化センター</p>
<p>発注者</p>	<p>愛知県</p>	
<p>事業概要</p>	<p>・汚泥処理施設の老朽化に伴う更新、バイオガス施設整備及びバイオガス施設の売電事業を民間事業者が一体的に実施する事業</p>	
<p>ポイント</p>	<p>①バイオガス利活用施設の売電収入等により、施設整備費用等を抑制 ②売電事業や施設運営に民間事業者の経営ノウハウを活用することで事業性が向上</p>	
<p>事業詳細</p>	<p>・事業者:「メタウォーター(株)、(株)シーエナジー他」が設立した特別目的会社 (愛知クリーンエナジー株式会社)</p> <p>・事業期間:平成26年4月～平成48年3月末(22年間)</p> <p>・契約額(公共の支出):約78億円(サービス購入費)</p>	<p>事業スキーム</p>  <pre> graph TD Public[公共(管理者)] -- 施設所有 --> Biogas[バイオガス施設] Public -- 施設所有 --> Sewage[汚泥処理施設] Biogas -- 売電等収入 --> Private[民間事業者] Private -- 更新・建設、運営・維持管理 --> Biogas Private -- 更新・建設、運営・維持管理 --> Sewage Private -- 施設整備対価等収入(サービス購入費) --> Public </pre>

類型Ⅱ 収益型事業②

<p>事業名</p>	<p>箱島湧水発電事業</p>	
<p>発注者</p>	<p>東吾妻町(群馬県)</p>	<p>鳴沢川</p>
<p>事業概要</p>	<p>・独立採算型事業による小水力発電事業(鳴沢川)</p>	
<p>ポイント</p>	<p>①売電収入を前提とした、独立採算事業(公共の支出なし)であり、納付金(公共の収入)が発生</p> <p>②人口規模の小さな地方公共団体による事業 (東吾妻町:人口14,682人)</p>	
<p>事業詳細</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者:「(株)ヤマト」が設立した特別目的会社(箱島湧水発電PFI株式会社) ・事業期間:平成27年3月～平成49年3月(22年間) ・契約額(公共の収入):約2.4億円(納付金) 	<p>事業スキーム</p>  <pre> graph TD A[公共(管理者)] -- 施設所有 --> B[公共施設] B --> C[小水力発電施設] C --> D[民間事業者] D -- 建設・運営・維持管理 --> C D -- 売電等収入 --> E(()) E -- 納付金(発電施設使用料) --> A </pre>

類型Ⅲ 公的不動産利活用事業①

事業名	中央児童会館等建替え整備事業	 <p>外観イメージ図</p>
発注者	福岡市	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会館の建替えにあたり、同機能を民間施設内に確保 ・民間事業者が土地を借地し、民間商業施設を建設 	
ポイント	<p>①市は借地料収入を得て、公共施設床の賃借料を捻出</p> <p>②公共施設(児童会館)と親和性の高い民間施設の誘致を実現</p>	
事業詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者:「西日本鉄道(株)」が設立した特別目的会社 (福岡中央児童会館等建替え整備事業株式会社) ・事業期間:平成26年3月～平成58年3月末(約32年間) ・契約額(借地料):約16億円 (※別途床賃借料:約28億円) ・敷地面積:約1,120㎡ ・民間商業施設:ソニーストア、学童保育機能を併せ持つITテクノロジー学習施設他 	<h3>事業スキーム</h3>  <p>建物所有者:民間事業者</p> <p>民間商業施設</p> <p>児童会館等公共施設 市が床を賃借</p> <p>定期借地権者:民間事業者</p> <p>土地所有者:福岡市</p> <p>民間事業者 (西鉄グループ)</p> <p>借地料支払 ↓ ↑ 床賃借料支払</p> <p>福岡市</p>

類型Ⅲ 公的不動産利活用事業②

事業名	渋谷区新総合庁舎等整備事業
発注者	渋谷区
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性に課題のある区庁舎等の建替えにあたり、余剰地を有効活用することによりその整備費用を回収した事業
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ①渋谷区は余剰地からの借地料を活用することで実質的な支出なく新庁舎・新公会堂を取得 ②耐震性に課題のある現区庁舎の早期建替え(民間事業者による設計・建設の一体的実施)
事業詳細	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> 事業者:三井不動産(株)、三井不動産レジデンシャル(株)、(株)日本設計 契約期間 新庁舎等の整備:平成26年4月～平成31年1月 定期借地権:民間分譲マンション竣工後70年間(契約期間終了後更地返還) 契約額:約154億円(余剰地からの借地料) 敷地面積 総敷地面積:12,418㎡ うち定期借地敷地面積:4,565㎡ </div> <div style="width: 50%;"> <h3>事業スキーム</h3> <p>The diagram shows a grey base representing '土地所有権:渋谷区' (Land ownership: Shibuya Ward). On top of this, there are three colored blocks representing buildings: an orange block for '新公会堂' (New Community Hall), a green block for '新庁舎' (New Office Building), and a blue block for '民間分譲マンション' (Private-sale Mansion). A blue bar at the bottom right of these blocks is labeled '定期借地権:事業者(余剰地)' (Regular leasehold right: Operator (Surplus land)).</p> <p>Below the diagram, a flow shows '民間事業者(三井不動産グループ)' (Private operator (Mitsui Fudosan Group)) in a yellow box. A blue arrow points from '民間事業者' to the buildings, labeled '新庁舎・新公会堂の建設' (Construction of new office building and new community hall) and '民間分譲マンションの建設及び分譲(定期借地権付)' (Construction and sale of private-sale mansions with regular leasehold rights). A blue arrow points from '民間事業者' to '渋谷区' (Shibuya Ward) in a purple box, labeled '余剰地からの借地料' (Lease fee from surplus land). A pink arrow points from '渋谷区' to '民間事業者', labeled '新庁舎・新公会堂の取得費用' (Acquisition cost of new office building and new community hall) and '等価' (Equivalent value).</p> <p>※渋谷区は無償で新庁舎並びに新公会堂を取得</p> </div> </div>

目次

1. PPP／PFIの現状

- (1) PPP／PFIとは
- (2) PFI法の概要
- (3) PFI事業の実施状況

2. PPP／PFIをめぐる動向

- (1) 骨太方針2017
- (2) PPP/PFI推進アクションプラン
(平成29年改定版)
 - ① コンセッション事業の推進
 - ② 公的不動産における官民連携の推進
 - ③ 実効性のある優先的検討の推進
 - ④ 地域のPPP/PFI力の強化

3. 地域プラットフォームの推進

4. 地元事業者の参画について

5. PPP／PFIの事例

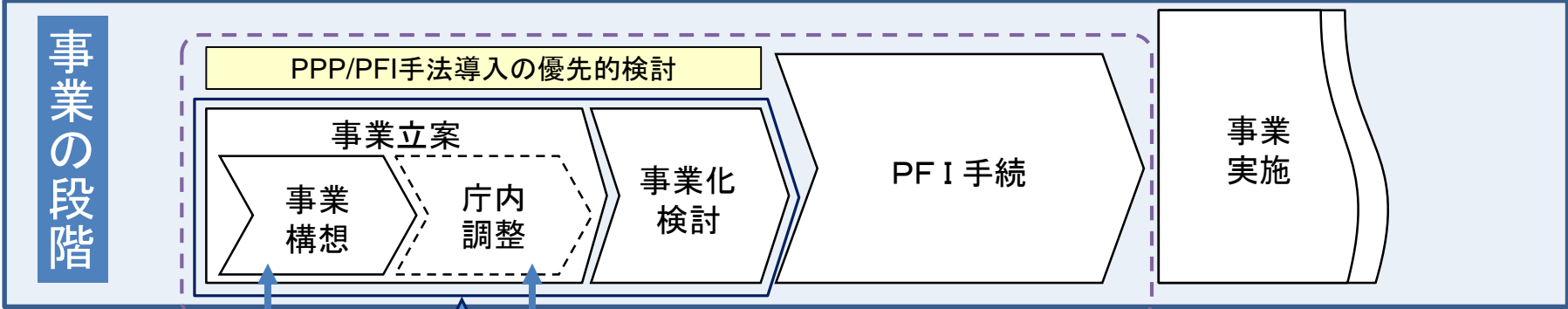
- (1) アクションプランに定める類型Ⅱ
- (2) アクションプランに定める類型Ⅲ

6. PPP／PFI推進に資する支援措置

- (1) 内閣府による支援
- (2) PFI 推進機構

7. 最後に

(1) 内閣府による支援



①優先的検討運用支援
 優先的検討規程を策定し具体的事業をPFI方式で進めようとする地方公共団体等にコンサルタントを派遣し、規程の策定と運用による事業進捗を支援

④新規案件形成支援
 構想段階の事業案件について、PPP/PFI手法を導入しての事業化を図るためコンサルタントを派遣

②高度専門家による課題検討支援
 コンセッション事業等を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家を派遣し、情報提供、助言等の支援を実施

⑤民間提案活用支援
 民間提案の活用を予定している地方公共団体等にコンサルタントを派遣し、公募、受付、評価、活用検討等の取組を一連で支援

⑥PPP/PFI専門家派遣

⑦ワンストップ窓口

③地域プラットフォーム形成支援
 地域におけるPPP/PFIの案件形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウ習得や情報の交換・共有を容易にする場（プラットフォーム）の形成や運営を支援

複数の地方公共団体等で構成される広域的な取組等を重点支援

※コンセッション事業等
 高度な知見を必要とするもの



①優先的検討運用支援（平成29年度）

支援対象

米子市(鳥取県)

■優先的検討規程の策定

■規程を用いて進める具体事業

米子市民体育館整備事業

老朽化が課題となっている市民体育館(昭和44年建築)について、PPP/PFI手法の活用を含む再整備を検討

支援の概要

「優先的検討規程」とは、地方公共団体が公共施設の整備等を行う場合、自ら行う従来型手法に優先して、PPP/PFI手法の導入を検討することを定める規程

この規程の策定と、規程を用いて、具体の事業をPPP/PFI方式で進捗させる過程に対し、内閣府が委託して派遣するコンサルタントが助言・指導等して支援

支援内容(米子市での助言等の対象)

- ・米子市の優先的検討規程の策定
- ・庁内におけるPPP/PFI及び優先的検討規程に対する理解向上の取組(勉強会等)
- ・市民体育館整備事業の規程に基づく進捗
 - －PPP/PFI手法のうちどの手法が適しているかの検討
 - －発注や公募に必要なデータの作成 等

②高度専門家による課題検討支援（平成29年度）

支援対象

南伊豆町(静岡県)

■対象事業

広域廃棄物処理施設整備事業

- ・南伊豆町と隣接する下田市、松崎町の1市2町が使用する廃棄物処理施設を整備する計画
- ・民間提案に基づき、南伊豆町がPFI手法(BOT方式)により廃棄物処理施設を建設し、下田市、松崎町が施設運営を担う民間事業者と直接委託契約を締結するコンセッション型の運営方式を想定

■想定スケジュール

- ・着工 平成32年度
- ・運営開始 平成36年度

支援の概要

高度な専門的検討を必要とするコンセッション事業、収益型事業、公的不動産利活用事業の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家を派遣し、情報提供、助言等の支援を実施

支援内容

南伊豆町の廃棄物処理施設整備事業における以下の課題について、解決に向けた検討を高度専門家が助言、指導

<主な課題>

- ・想定する事業スキームの法制面における適合性の検証
- ・1市2町の最適な連携方法の検討
- ・事業採算性の検証
- ・民間提案に基づく適切な事業者選定

③地域プラットフォーム形成支援 (平成29年度)

支援対象

相模原市(神奈川県)

北國銀行等(石川県)

岐阜大学等(岐阜県)

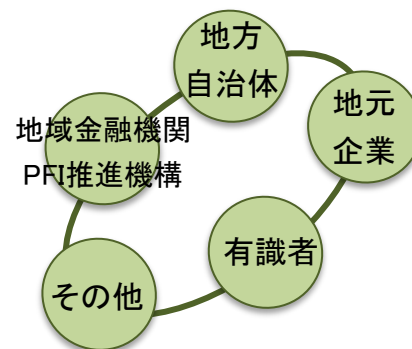
百五銀行等(三重県)

京都府

宮崎県

地域プラットフォームとは

地域におけるPPP/PFIの案件形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウ習得や情報の交換・共有を容易にする場



滋賀大学等 (平成28年度支援)

支援内容

地域プラットフォームが行う以下の取組に対して、実践ノウハウを有するコンサルタントを派遣し、セミナー等の開催(3回程度)を支援するとともに、計画・設置段階から支援終了後の継続的な運営体制の構築までをサポート

- 事例研究を通じたPPP/PFIのノウハウ習得
- PPP/PFIの具体案件についての官民対話
- 異業種間のネットワーク形成
- 民間提案の試行 等



- ・ 具体のPPP/PFI案件の形成
- ・ 継続的な運営体制の構築
- ・ 民間提案の推進
- ・ 事業のバンドリング、広域化

④新規案件形成支援（平成29年度）

支援対象

越谷市(埼玉県)

■対象事業：西大袋地区拠点施設整備事業

区画整理事業を実施している西大袋地区の中心における、地区センター、公民館等の機能を備えた拠点施設の整備。近隣の公園の整備運営も含め検討

寒川町(神奈川県)

■対象事業：健康福祉総合センター建設予定地活用

既存の保健福祉施設、町民センターホール、役場庁舎を集約した複合施設の整備

福山市(広島県)

■対象事業：福山市商業施設再整備・利活用推進事業

福山市商業施設（エフピコRiM）について、大規模改修を含む再整備・活用検討

支援の概要

地方公共団体等の構想段階の事業案件について、PPP/PFI手法を導入しての事業化を図るため、内閣府が委託したコンサルタントを派遣

支援内容

PPP/PFI導入を前提としての予算化等の作業を進めるため、論拠(データ等)の作成を支援

- ・類似事業におけるPPP/PFI導入効果、特徴の整理
- ・対象事業においてPPP/PFIの活用で従来型手法に比べどのようなメリットがあるかの整理
- ・民間の参加意向やアイデアを把握するための官民対話手法の提示 等

⑤民間提案活用支援（平成29年度）

支援対象

大府市(愛知県)

■対象事業

大府駅東駐車場及び自転車駐車場整備

- ・大府駅周辺に点在する駐車場及び自転車駐車場を集約化した立体駐車場の新設整備
- ・必要な駐車場機能を確保しつつ、駅前の立地・余剰空間を活用する民間のアイデアを募集
- ・民間事業者の提案を求めることで、よりよい市民サービス提供の実現を期待

支援の概要

PFI法に基づく民間提案の活用を予定している地方公共団体等に内閣府が委託したコンサルタントを派遣し、公募、受付、評価、活用方法検討等の取組を一連で支援

支援内容

対象事業にかかる民間事業者の提案公募から活用までの各段階で以下の支援を実施

- ・ 提案公募要領の作成支援
(提案を求める内容・条件の検討)
- ・ 民間事業者への事前説明の支援
- ・ 提案の評価方法決定への助言
- ・ 提案の事業への具体的な活用方法の検討支援 等

提案公募要領の公表

事前説明・相談の実施

提案の受付

提案のとりまとめ・評価

結果の通知・公表

提案を活用した事業内容・条件の検討

民間提案の活用フロー（例）

⑥ 専門家派遣、⑦ ワンストップ窓口

募集時期：通年

PPP/PFI専門家派遣

ワンストップ窓口

PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度

PPP/PFI事業の実務に関する質問、問い合わせにワンストップで対応

【概要】

- 1回につき半日程度で派遣(複数回の派遣も可能)
- 専門的な立場からアドバイス、講演、質疑応答を実施
- 派遣費用(謝金、旅費)は全額、内閣府が負担
- 派遣後も内閣府職員が引き続き、取組をサポート

【主な内容】

- PPP/PFI事業手法や事例紹介
- PPP/PFI事業を進める上での課題、留意点
- 実際の作業スケジュール、庁内体制

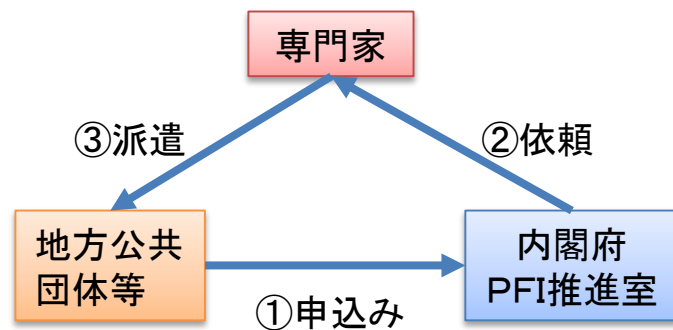
【概要】

- 行政、金融、法律、会計、コンサルタント等、各分野の専門家の意見を聴取し、内閣府が一元的に回答
- H26年度実績 250件
H27年度実績 474件
H28年度実績 881件

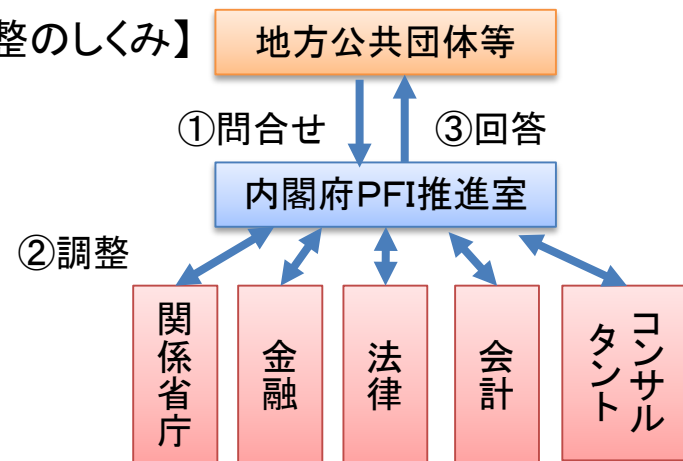
【主な内容】

- PFI法の考え方
- PFI法と他法令の関係
- 事例紹介

【派遣のしくみ】



【調整のしくみ】



内閣府 PFI推進室 専門家派遣、ワンストップ窓口係

電話:03-6257-1655 FAX:03-3581-9682

(2) 株式会社民間資金等活用事業推進機構(PFI推進機構)

○ 主な業務

- ・ 独立採算型等（コンセッション方式を含む）のPFI事業に対する出融資（メザニンファイナンス（優先株・劣後債での出融資）が中心と想定）

- ・ 地方自治体やPFI事業者等に対する専門家の派遣及び助言

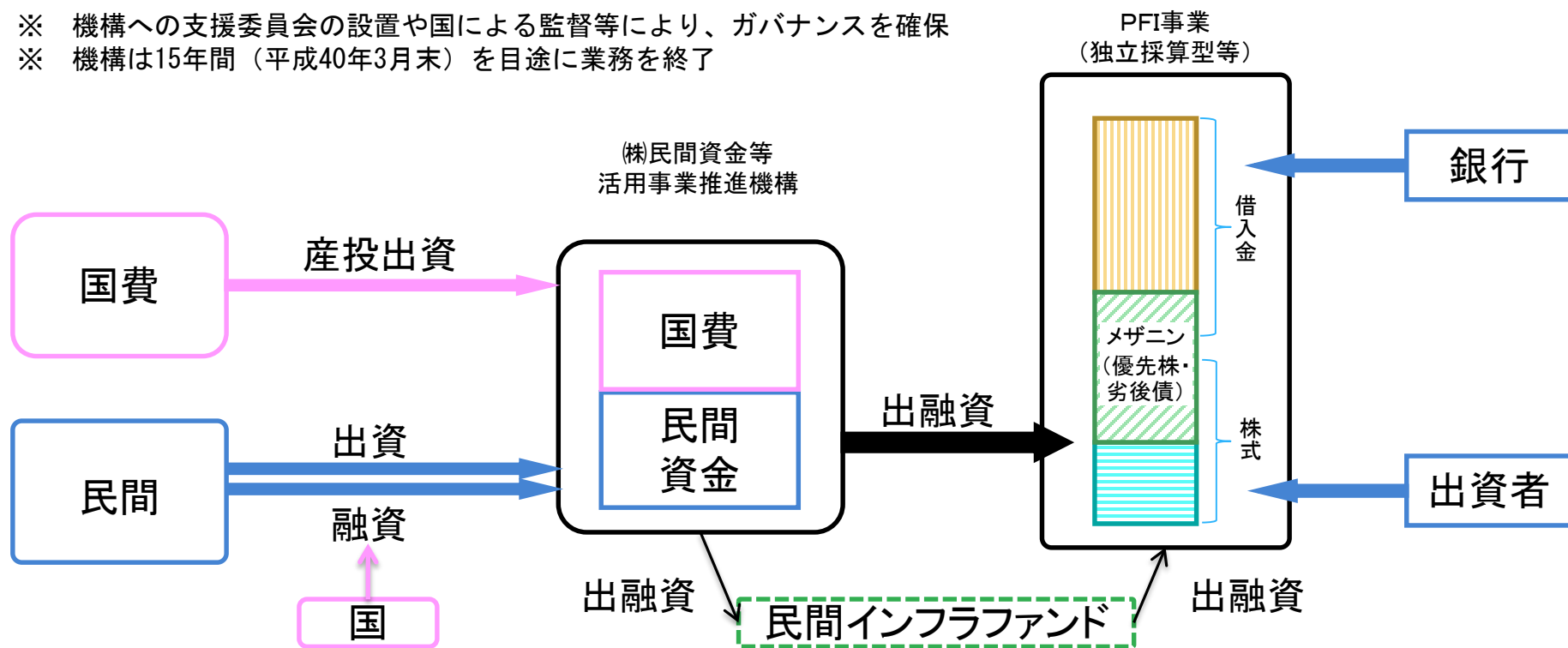
※メザニンファイナンス：通常の融資よりリスクが高い資金の提供（メザニンは中二階の意味）

※優先株：配当の支払いが普通の株式より優先される株式（出資）

※劣後債：返済順位や償還期限が他の債権に劣後する債権（融資）

※ 機構への支援委員会の設置や国による監督等により、ガバナンスを確保

※ 機構は15年間（平成40年3月末）を目途に業務を終了



目次

1. PPP／PFIの現状

- (1) PPP／PFIとは
- (2) PFI法の概要
- (3) PFI事業の実施状況

2. PPP／PFIをめぐる動向

- (1) 骨太方針2017
- (2) PPP/PFI推進アクションプラン
(平成29年改定版)
 - ① コンセッション事業の推進
 - ② 公的不動産における官民連携の推進
 - ③ 実効性のある優先的検討の推進
 - ④ 地域のPPP/PFI力の強化

3. 地域プラットフォームの推進

4. 地元事業者の参画について

5. PPP／PFIの事例

- (1) アクションプランに定める類型Ⅱ
- (2) アクションプランに定める類型Ⅲ

6. PPP／PFI推進に資する支援措置

- (1) 内閣府による支援
- (2) PFI 推進機構

7. 最後に

情報提供

PPP／PFIの導入に向けた参考資料として、先行事例集や手引きなどの情報提供を実施。



内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

民間資金等活用事業推進室(PFI推進室)
Private Finance Initiative Promotion Office

内閣府は、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るPPP/PFI手法の推進を通じて、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していきます。

新着情報

- 2017年4月17日 >平成28年度末のPPP/PFI優先的検討規程の策定状況を公表しました。
- 2017年3月31日 >平成28年度 PPP/PFIに関する支援対象の募集を開始しました。
- 2017年1月23日 >PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用の説明会を開催します。
- 2017年1月19日 >当ホームページはリニューアルを行い、トップページ以下、一部のコンテンツが新しく構成になりました。(URL等の変更)
- 2016年12月2日 >PPP/PFI優先的検討規程の策定状況(中間フォローアップ)を公表しました。

トピックス

- PPP/PFI推進アクションプラン
- PPP/PFI優先的検討
- コンセンサス(公共施設等運営権)連表
- PPP/PFIに関する支援

●PFI推進室HP



内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 民間資金等活用事業推進室(PFI推進室) > PPP/PFIポータル(基礎編)

PPP/PFIポータル(基礎編)

PPP/PFIに初めて触れる地方公共団体職員等が、PPP/PFIについて勉強できる資料・行内での説明に役立つ情報を掲載しています。

- 目的別インデックス
- PPP/PFIとは
- PPの現状
- PPP/PFI推進の意義(骨太の方針、日本再興戦略)
- PPP/PFI推進アクションプラン
- コンセンサス(公共施設等運営権)事業
- PPP/PFI事業の事例紹介
- 各省市等の取組み
- 用語集

●PPP/PFIポータル(基礎編)



内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 民間資金等活用事業推進室(PFI推進室) > PPP/PFIポータル(実務編)

PPP/PFIポータル(実務編)

地方公共団体のPPP/PFI担当部局が、行内体制の整備や行内でのPPP/PFI事業の検討を実施する際に役立つ情報を掲載しています。

- PPP/PFIに関する支援
- PPP/PFI優先的検討
- PPP/PFI地域プラットフォーム
- PPP/PFI推進の意義(骨太の方針、日本再興戦略)
- PPP/PFI推進アクションプラン
- PFI事業導入の手引き
- PFI手続の簡易化
- PFI関連法令・ガイドライン等
- 各種調査報告
- PFI推進機種の紹介

●PPP/PFIポータル(実務編)

詳細については下記を御参照ください

●内閣府 民間資金等活用事業推進室(PFI推進室)HP: <http://www8.cao.go.jp/pfi/>

●PPP/PFIポータル(基礎編): http://www8.cao.go.jp/pfi/portal/p_kiso_index.html

●PPP/PFIポータル(実務編): http://www8.cao.go.jp/pfi/portal/p_jitsumu_index.html



内閣府 民間資金等活用事業推進室（PFI推進室）

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎中央合同庁舎第8号館14階

TEL : 03-6257-1654

FAX : 03-3581-9682

URL : <http://www8.cao.go.jp/pfi/>